

案であつたけれども、それが廃案になつた。この法案は新しい法案なんだから関係がない、関連がない。二つ目、議長のあつせん協議機関では一致しなかつたが、所得税減税の実施には恒久財源が必要という合意事項に着目をした。三つ目、合意はなかつたが、各党の責任者の協議結果、法案がスムーズに審議され、修正されたいきさつがある。以上三点に要約されていますが、確認求めています。

○国務大臣(宮澤喜一君) せんだつて以来、るる御説明を申し上げたところでございますが、今志苦委員の言われましたようなことが私の申し上げておることの中心でございます。

○志苦裕君 私、実はこの三点いずれも納得できるものではありません。

関連法案は次の国会に出さないという公党間の約束で、廃案になつたからとか新しい法案だからという論理はすりかえでありまして、これは通用しません。関連法案は出さないというのが合意なり約束なんです。

二つ目は、しかし約束違反を免れる場合もある。それは、議長あつせん協議機関で取り扱い協議が合意した、減税法案はそれに該当します。しかし、マル優は、あつせん案第三項にあります合意に基づいた措置をとるという事項に紛れもなく相反しています。

三番目は、減税の実施には恒久財源が必要という合意事項は、直接マル優廃止を意味するものではない。恒久財源の選択はほかにもある。また、少額貯蓄の利子課税は当面の財源にもならず、大臣の言うよりあえず急ぐものにも該当しない。

そして第四点、スムーズな審議と法案の修正が行われた背景を、各党の責任者の暗黙の了解があつたものと受け取れるニュアンスの発言ですが、もしそうだとすれば、この協議は国民に背を向けた謀議になる。参加した者の責任は免れない。そうでなければ、大臣の一人合点、こういう論理になるじゃありませんか。

特に最後のくだり、私は大臣の答弁を撤回される

た方がいいと思う。冷静な宮澤さんなんですが、あなたは答弁していることの意味がわかつていらつしやらないのじゃないですか。質問者は、約束に反し合意のないものをなぞ出したのだということを問うているのです。いわば出したことの責めを問うているのに対して、あなたの最後のくだりは、出した後のことなんです。審議がスムーズとおっしゃるが、審議をとめるか、進めるかは全般的な国会対策上の判断であつて、マル優に対する直接の判断を意味してはいません。とどのつまり、いろいろやりとりをしていると、マル優法案の取り扱いにはいささかつじつまの合わない、きの中曾根さんの花道だという話もありましたけれども、後ろめたいものがあつて、いささか答弁に窮しておる。どうもその辺が、この出した後の各党協議のくだりに話をつづけておられるようだが、関係ないことです。いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 本件につきましては、せんだつてからお尋ねが各委員からございました。お答えをいたしておるのでございますけれども、私の答えがどうもお気に入らない、ただいまのように、答弁に窮しておるのではないかと御批判もございします。

率直に申し上げますと、このことにつきまして、私が政府の立場でお答えするのは幾つか難しい点がございます。

一つは、ただいま志苦委員の言われましたように、この問題については、各政党間のいろいろなやりとり、接触がございました。それも主として衆議院の段階においてでございます。その政党間の接触について政府から説明せよと言われますことは、本来的にはなかなか難しいお尋ねでございます。お尋ねでございますから私が見ておりますところ、知っておりますところを叙述しておりますけれども、事は政府の責任で行われたことではないものでございますから、私から有権的にこうこうだとお答えすることができない。できるだけ起こりましたことを客観的に御説明をいたしておるつもりでございます。

事実問題といたしましては、議院内閣制でございますので、政府・与党というものは存在をいたしております。その間に緊密な連絡があることはもう御承知のとおりでございますので、そういう立場からも御説明を申し上げておられますけれども、本来これは、先ほど志苦さんが言われましたと野党間の国対委員長会談といったようなことでもわかりますように、法律的に言えば、これは政府が直接に閣内閣外をいっているものではございません。政党内閣の接触であるということが一つございします。

それから次に、事はほとんど衆議院の、実はすべてでございますが、段階で起こつておることでございます。それと、それを他の院に對しましてその御説明をするというところは、実はこれも政府の本来的仕事ではない。起こりましたことを存じております。また御説明は申し上げておられますけれども、なぜ他の院がこういうことをしたかというようなお尋ねであります。それは政府は有権的にはお答えができないというところは御理解をいたしたいと思つてございします。

したがいまして、この点をめぐりまして、せんだつて以来のお尋ねに私が十分御納得をいけるお答えをいたしていませんことは自分でもわかつておるのでございますけれども、私のお答えし得ることに限界がございまして、どうしてもそうならざるを得ないという点は御理解をいたしたいと思ひます。

それを申し上げました上で、現実起こりましたことは、繰り返すようでございますけれども、八月七日、八月二十六日と与野党の幹事長・書記長会談がございまして、その結果として衆議院がこれらの法案についての審議を始めたこと、この法案に、そのような事実があるということを申し上げる以外にないわけでございます。なぜそうなのかわからないようなことは、これは政府が有権的に申し上げることではないことでございます。つまりそういう、これはまさに政治的な、政党

間の何回かの接触を経て衆議院でそのような展開になつた。と申しましたも、各党、野党がこの法案に賛成をせられなかつたことは、これはもう記録上はつきりしておりますが、同時にまた、そういう関連で四点について修正が行われたということも、これも明瞭でございます。

その間の因果関係を説明をせよということになりますと、これは政党間の関連のことであり、かつ院で起こつたことでございますから、政府がその間の因果関係を御説明することは、これは政府としてはできないことである。また、それをしようとするば明らかに越権であると考えます。

○志苦裕君 いみじくも、語るに落ちるという話があるんですが、因果関係を説明しようとして、法案提出後各党責任者の協議があり、その結果審議はスムーズに行われて法案が修正が行われたという事実をあなたは述べている。あなたから聞かなくてもそのことはわかつています。

この焦点になつておりますのは、出さないと云つた法案がなぜ出てきたのか、協議機関を見守ると言いがら、そこでまたともいふものが出てきたのか、何でそれだけつみみ上げたのだということをあなたに尋ねている。出した後どのようなくだりがあつたかということはいない。

だけれども、あなたは、とにかく衆議院ではこういういきさつがあつて、修正もされてこまできたんだから、これもそうは言わぬで御納得してくださいよということも言いたくて、法案を提出した後でいろいろな接触があつたことを何か入り口まで言うて、合意はあつたとは言わぬが、と言つてこのことをしつぱし述べた。それは客観的に間接法でいけば、暗黙の了解があつたんですと受けとめるのは当然なんだ、これは。私はその答弁は納得できない。了承できない。

これだけ大騒ぎになつた法案で、国民注視の中で行われていることが、私は冒頭にガラス張りのことを言つたけれども、薄暗いところで話が行われるわけではない。私はそう確信をしておる。であ

りますから、この最後のくだりに関する答弁は取り消されるのが至当です。でなければ、そういう議事録を残したままこの法案の通過が行われることは絶対承認できない。これは委員長からも判断をしてもらいたい。いずれこれは政治責任に発展をする。そういう問題の種を本委員会の議事録に残すことはできない。私の主張です。

○国務大臣(宮澤一君) そういうお答えを申し上げることにしましたのは、もともと志苦委員の御質問の発端が、五月何日の与野党国対委員長会談の合意というものから出発をしておられますので、国対委員長間の合意というものについて政府は有権的に解釈をする立場にはございませんけれども、国対委員長間の合意というものは、これは政治的な出来事でございます。厳密に申せば、法律、政治と分けられ、これは法律上の出来事ではなくて政治的な出来事である。国会は政党内で運営されるのでございますから、政治的な出来事で国会が動いていくことは少しも間違いのないことです。それは私はしかるべきことであると存じております。そういう政治的な、まず国対委員長間の接触から事が起こっておりますから、最終的に与野党幹事長会談にそれが発展していったというこのことになったというのを申し上げませんと、このことの意味が明らかでない。

初めから純粋に法律的なお尋ねでございますと、これは法律的にお答えをすることができると、これは法律上のお尋ねでございます。政治的な接触の中で起こったということ、これを記録のために申し上げていただきたいと思います。

○志苦裕君 だから宮澤さん、大蔵大臣ね、問題になっているのは、あなたのおっしゃる部分というのは、政府が無理やり約束違反で法案を出して、この一本の法案からマル優条項を外せと、マル優はだめだ、減税はやれというこの協議が、あなたの言う各党の責任者の話なんだ。こちらが言うておりますのは、前の廃案でボンチャっちゃって後始末の話で、関連法案は出さない、出しません

ん、この話をしている。あなたの言いたいのは、前に次期はもう出しませんと言ったのが、終わった後でまた似たようなのが集まって相談をしているから何か関連があるようにおっしゃっているが、関連はない。あなたは言葉遣いは丁寧に発言しておられますが、間接話法と言わんでは、そこまで言うてそこから先言わないのは、しかし、これは非常に不愉快だ。

また、国民に背を向けたような謀議があったんでは、これは委員会どころじゃないですよ。それぞれの党が、場合によつたら四人こへ来てもらって事の是非曲直をたださぬといかぬですよ。そういうことを法案の正当性の説明に使われては我々にはたまらない。委員長、私が示唆している意味はよくわかるでしょう。これは政治責任の問題です。

○国務大臣(宮澤一君) 私へのお尋ねはお答えをしたと思うんでございますけれども、委員長の御指名でございますので……今志苦委員の言われました、この法案は、関連法案は出さない、出しませんという話があった云々、それはいわば法律的な話し合いではなくて、政治的な話の間の話し合いでございますので、それがどのような政治的なプロセスを経ていったかというのを私としては御説明をする必要があるので御説明を申し上げておるわけでありまして、これは法律的に政府の提案権とかなんとかいうことを冷たい言葉で申ししても、この場合適当なお答えではないんでございまして、実際上はそういうことで、これも他の院のことでございますけれども、事態の収拾が図られたと申しますか、そういう形で処理をされた。こういうふうな事実経過を私として御説明をさせていただいておると、こういうことでございまして。

○志苦裕君 委員長、どうも大蔵大臣と私のやりとりはこれ以上むだなようですね。私は発言の撤回が適当でございましょうと言つてある意味では忠告申し上げているつもりだけれども、このくだりは協議にかかわった者の政治責任にかかわつてくる。議事録を起こして正確を期して取り扱いを

協議してもらいたいですね。それが終わらないままの法案の処理には、答弁の言い逃げになつちやいますから、これは了承できません。

○委員長(村上正邦君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(村上正邦君) 速記を起こして。
暫時休憩いたします。
午前十時三十分休憩

午前十時五十七分開会

○委員長(村上正邦君) 再開いたします。
ただいまの志苦君の質疑に対し、大蔵大臣の答弁を求めます。宮澤大蔵大臣。

○国務大臣(宮澤一君) 先ほどの志苦委員の御質疑に關しまして、今回の法案の提出につきまして公党間で暗黙の了解があったといったような印象を私があるいはお与えしたかと心配をいたしました。そのようなことは実は政府として知り得ないところでございますので、もしそういうような印象をお与えしたとすれば、それは私の本意ではございません。御了承をお願いいたします。

○志苦裕君 ただいまの御発言で、二日間わたる大臣のこのくだりに関する答弁は御自分で打ち消されたものと、このように理解をいたします。

次に参りますが、報道によりますと、大蔵省はこの法案にできることなら税制改革の展望を盛り込みたかつた、しかし国会対策上の政治判断などで差し止められたという報道がありますが、何かこのくだりに関してコメントがございませうか。

○国務大臣(宮澤一君) 前国会、通常国会に御提案いたしました税制改革につきましての技術改革案でございますが、これが廃案となりましたので、その後のことをどうすべきかということ、当然政府としても重大な関心を持つていろいろ検討いたしましたところでございまして。

〔委員長退席、理事梶原清君着席〕
しかし、何分にも前国会はああいふ状況で国会の御意思が示されておりますので、将来像について

はやはりよほど慎重に考え、その上で御提案をいたさなければならぬと考えましたので、今回は当面急を要しますいわば減税部分、所得税関連の減税部分等につきましては御提案をいたした次第でございます。

○志苦裕君 そこで、マル優問題については少し詳しくやりますが、なぜマル優をやめて一律分離にするのか、いろんな選択があるのになぜそんなことをするのかといういろいろな委員の質問に、どうも答弁も非論理的でもあるし、くると変わるし、また総理と大蔵大臣との間にニュアンスの違いもある。どちらかというと、大蔵大臣は制度論をお述べになるし、総理は不正利用論に力点を置くようだし、なかなか食い違っているなという感じもいたしますが、きのうもありませんでしたけれども、どうも中曽根総理が標榜する戦後改革といいますが、とにかくにも税制改革に手をつけたという評価だけは残したいというそれだけが何か焦りのように先行して、少しづつづまの合わぬものになつていっているという印象は免れません。おもしろおかしく言えば、ポスト中曽根をねらうニューリーダーに対する協力の踏み絵だとか、そういう論説も出回るぐらいで、税制問題が政局問題にすりかえられるということは、大変不謹慎で不愉快だ、こういう感じがいたします。

今度は、大蔵大臣の宮澤さん、どうでしょうね。自民党総裁は即、日本の総理大臣になるんでして一党の中のコップのあらしだというように僕ら見ているわけにいかない。国民もそうだと思う。だとすれば、この際、ニューリーダーと称する候補者は、みずからの政権構想の中で国民的関心が強まっておる税制改革についておれはこうするといふ具体的なものでも提示になつたらいかでしようか。

○国務大臣(宮澤一君) ただいま私は大蔵大臣として務めをいたしておりますので、申し上げることは、政府の方針を申し上げておるわけでございます。

○志苦裕君 私は、そういう総裁、総理たらん者

はそのようなものを国民に提示する義務がある。我々は、もちろん自民党員でもないし野党だけれども、選ばれる者が一国の総理になるということになれば、それに注文をつける権利はある、このように主張だけは述べておきます。

それで、税制改革の考え方を以下少しだけしますが、この法案は「制度全般にわたる改革の必要性」の一環、なかなかやらしい日本語です。ね。「改革」の一環ではない、「必要性」の一環なんです。そういう趣旨説明ですけれども、改革事項を見る限りでは、どんな租税理念なのやらさっぱりわかりません。

税制は一つの体系的な制度として構想されるべきもので、全体像と個々の構成要素を切り離して論じられるものじゃないんじゃないか、このように思います。と言うと、宮澤大臣は、そのような抜本改革のことはある程度頭の中に置いて、とりあえず急ぐものとしてこの法案をまとめたんだという御答弁を本委員会でもなさっておるんですが、その頭の中に置いているものというのは、あれでしようか、例えば政府税調の抜本答申ないしはさきに廃案となった一連の税制法案、そういうものだとどういふふうに見てもいいですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 具体的に申し上げました方が誤解を生まないといいまして、例えば個人所得税につきましては、いわゆる中堅サラリーマンに非常な重税感強いという現実にかんがみまして、社会に出ましてから退職に至るまでのライフステージで、できるならば一つあるいは二つぐらいな累進の刻みにその間をとめて、いわば非常に間隔の幅の広い税率構造といたしますと、全体の税率の刻みも現在よりは非常に少なくなるというふうなところと存じますけれども、そういうふうなところ。あるいは法人税につきましても、国際的に我が国の法人税は相当きつうございまして、それともういふ見地から見れば直しておいた方がいい。総じて直接税が企業意欲あるいは勤労意欲を阻害するに至つておると考えられる点をできるだけこの際将来に向かって直してお

きたい、そういう構想を持っております。

○志苦裕君 所得税では中堅サラリーマンの累増感、不均等感を何とかしたい、法人税は国際的な見地で見直すものは見直したい、直接税が勤労意欲を阻害しないようにしたい、相互にかかり合うもので、そういう意味のことは、今間接税には直接お触れになりませんが、政府の税調答申にも触れられておりますが、私が主張しておきたいのは、この間出されたものは廃案になったわけでは、議会制度における廃案という意味は、その限りにおいて国民の同意が得られなかったということ。ですから、当初案にこだわらないで合意点を探るといふのが民主政治のありようでしょう。

私は税調答申には評価すべき提言や指摘がたくさんあると思ひます。しかし、それらのテーマを広く国民の論議に供さず、戦後政治の総決算を急ぐ余りにやった拙速主義といひますか、あるいは頭数のおごりといひか、そんなものが廃案にされた根拠じゃないかというように思ひますが、その点はどうでしょう。あなたの御判断は、前のもので廃案になった理由という根拠といひますか、それはどういふように考えますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) やはり売上税をめぐる最も議論が沸騰いたしましたことについては、政府の考へておりました提案そのものが十分に国民的な理解を得ることができなかったという、一言にすればそこに尽きるわけでございますが、そのよって来るところは、やはりいろいろ私どもにも準備の不足があったし、時間一つをとりまして、国民各位にこの問題を十分検討していただく準備期間とでも申す時間は少のうございまして。

【理事梶原清君退席、委員長着席】
また、結果といたしまして、国会の御議論にそれを期待していた点もございすけれども、国会ではそのような本件をめぐる御議論の展開に至らなかったといったようなことを全部を含めまして、つまりこの法案につきましても国民的な理解を得ることができなかったということであらうと

思っております。

○志苦裕君 なぜその評価をあなたに求めたかというところ、とりあえず急ぐべきものとして出しましたこの法案の焦点になっておるマル優の扱いにも似たところがある。先ほどもちょっと申しましたが、利子問題も私は制度面、執行面の両面にわたって問題はたくさんあると思ひます。だけれども、利子課税の問題を資産課税全体の中でどう位置づけるのか、あるいは将来にどのような所得税制を構築するのか、このところを議論をしないままこのマル優制度だけを抜き出してきたものだ。これもまた前国会の税制法案と同じように拙速主義のそしりは免れない、こういう感じが強い。同じ過ちを二度犯すという感じが強いのであります。政治的にもあれほど大きい代償を払ったはずの教訓といふのはどこへ行つたんだろう、こんな感じがいたしますが、大臣の所見はどうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 従来いろいろな政策目的からこの制度がかなり長いこと設けられておりましたが、それらの政策目的は今日既に従来ほど緊切ではない。といったしますと、本来資産所得である利子は他の所得と同じように課税を受けることが本来でありまして、ただ、今までの経緯もございまして、また従来の経緯の中から社会的に特別の考慮を必要とされる人々の利子所得については新しい制度としてこれを残すことが適当であらうと、こういう判断をいたしました。そういう政府の判断におきまして御提案をいたしましたわけでありまして。

○志苦裕君 私が申し上げているのは、利子課税制度にはいろんな矛盾もある。だけれども、利子課税の問題をもう少し資産課税全体の中で位置づけをはっきりさせないと、これから私は次の問題では勤労所得と資産所得をどうするか、どう構築するかというやりとりに移りたいと思ひます。あなたが感じないままにそれを抜き出して、今あなたがおっしゃることは何遍も聞いてるんだ、しかしそれは少し瑕疵があるんじゃないか。

素直にそう思ひませんか。あなただって財政、税制の大家なんでしょう。こういういびつな論議を供すること自身いささか恐縮してゐるんじゃないですか。どうでしょうね。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま申し上げましたような理由で、本来利子所得というものは、これだけ大きな所得が所得税の課税対象になつていないということ自身がやはりこれは正常なことではないといふふうに私は思っております。

○志苦裕君 利子課税は少し後ほど念を入れてやりませう。

私も、大臣、制度全般にわたる改革の必要性和いう限りに於いて異論はございせん。むしろおくれおること自身が奇異だといふふうに思ひますが、しかし税制にはよって来た歴史もありまして、おのずから順序もあらうといふふうに思ひます。

先ほどお話がございましたが、政府はサラリーマンの負担感を除くこと、あるいは直接税に偏つた税制を是正すること、こういうことを優先をさせて所得税の累進性の緩和であるとか、あるいは前のときは消費全般にわたる課税とか、そういうものの導入に優先順位を与えてきたように見えるんですが、言うまでもないんですが、日本の税制のバックボーンにはすぐれた評価を持つシャープ勧告がありまして、現行所得税法は資産性所得の担税力に着目をして、勤労課税、資産課税という建前をとつておるんですが、それ以来たくさんさんのの特例、この特例で資産性所得課税の侵食がどんどん行われまして、そして総合制が空洞化をして相対的に勤労課税という格好になつてしまつた。そうなるにつれて、ベースが狭くなりましてから税率が少なくなる。そこで、税率の頭の方をもっと上げるようにするといふ悪循環を生んで今日まで来たといふいきさつを考えますと、優先順位のある改革テーマといふのは所得税の中の勤労性所得と資産性所得のバランスのとれた公平の仕組みを再建するといふことに優先順位があるんじゃないんでしようか、いかがですか。

○政府委員(水野勝君) まさに御指摘のように所得、消費、資産の間にバランスのとれた税体系を構築することが今後求めらるべき税制の姿ではないかと思うわけでございます。

〔委員長退席、理事大浜方榮君着席〕

そうした意味におきまして、御指摘のように今回勤労所得につきまして、その中堅サラリーマンの重圧感の緩和のためにもろもろの施策を御提案申し上げておりますが、資産性所得なり資産につきましての課税のあり方につきましても税制調査会におきましては全般的に検討が行われたところでございまして、決して資産部分につきましておろそかにしておいたということではないと考えておるわけでございます。

ただ、資産に対する所得と申しますのは、これは資産の取得と保有、譲渡もろもろございしますが、その中におきまますところの保有の問題につきましては、これは資産がそのもの自体として常に収入を生むというものでございせんので、定常的に資産に対して課税をお願いをするというのとはなかなか限界があるように思われるわけでございまして、税制として、特に国の場合の税制、資産に対する課税のあり方としてはその譲渡につきましているという検討が行われたところでございまして、まだ不十分だという御指摘ももちろん私どもわかるわけでございますが、決して資産性所得、資産に対する課税のあり方につきましても怠っているつもりはない。国会での御議論等も踏まえながら今後とも十分検討してまいりたいと思うわけでございます。

○志苦君 局長の答弁もしばしばそのことはお伺いしているんですが、特にサラリーマンの負担感を除くという、さもそれをみんな欲しがっているだろうという言い方なんです、そのことに私は異論はないんですよ。だけれども、その累進を緩和するというのは、もう一方に資産所得や事業所得の措置をそのままだにしておいてやだめなんです。こっちの方をきっちり押さえてきっちり課税をするという、これがないままその累進

構造だけを問題にして縦のカーブを横に寝せていきますと、結局は資産課税の分がそっくり課税から免れるんですから、まさに真正正銘の不公平、金持ち優遇になる。

私は税率構造の点でも少しやりますが、かつて五五%が八〇になり、今七〇にまで下がってあるわけですが、シャープの考え方に立てばそれは五〇なり五五でも結構でしょう。しかし、それには前提があるんでして、資産性所得、特にこのキャピタルゲインについてはこの制度の精髓であるところ、こう述べておるんですが、そういうものがきっちり一カ所に集められてそれに課税されるという前提があつて初めて成り立つ。資産性所得についての課税のベースの侵食がどんどん行われ、事実上はもぬけの殻になっておつて、それで中堅サラリーマンをだにしてカーブを寝せることばかり考へるというのは、逆の不公平の拡大だということを指摘しているんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(水野勝君) 今回利子課税につきまして御提案申し上げておりますのも、これまでのところでもございまして十六兆円の利子所得が課税から外れておる。これはまさに資産性所得につきましているの見直しの一環としてぜひお願いを申し上げておるところでございます。

ただ、この利子所得だけがもちろん御指摘のように資産所得ではございせんので、そのほか有価証券の譲渡所得、土地の譲渡所得、こういういったものにつきましてもそれぞれにつきまして検討をし、御提案申し上げておるところでございます。そうした点につきまして、例えば有価証券でございまして、それはたびたび申し上げておりますように、昭和二十八年に譲渡益としては非課税にする、原則は非課税にしつつその背後の担税力に着目して有価証券取引税をお願いをする。ある意味ではこれは一律分離課税的な課税でもあるわけではございまして、租税負担としてはかなりなものをお願いをしておるわけでございまして、それが一律分離、流通税としてお願いをしておりますの

で、譲渡益に対する適正な課税のあり方としてはいろいろ御批判があるところでございます。そうした点から有価証券取引につきましては譲渡益の面からも今回見直しを行い、その課税の範囲の拡大御提案申し上げておるところでございます。

利子所得につきましては、有価証券取引のようにならざるを得ない御負担をお願いをしている部分が少ないわけではございまして、今回その十数兆円という全く課税から外れている利子所得につきまして、まさに資産性所得につきましている見直しの一環として改正をお願い申し上げておるところでございます。

○志苦君 いや、私が資産課税一般を取り上げると、だから今その資産課税のうちの貯蓄について手をつけましたところ言うんですが、私はそれは優先順位でないというところをおいとお説いたしませんが、率直に言つて大金持ちが株や譲渡益を得ても非課税、そしてもう一方では同じ資産所得ではあるが、つめに火をともしようないで集めた資産は真先に手をつけるというのがいかに不公平で順序が間違つておつて、税の信頼性に取返しつけない禍根が残るということをずうと各委員も述べておるんです。

もう一つ資産課税に入る前に伺つておきたいんですが、しばしば広く浅く課税するということが税制改革の考え方である大臣もお述べになっているんですが、聞いてみるともともとだなどという感じがするんですが、私は、皆さんは故意に問題をすりかえておると思う。シャープ勧告でも、また先ほどのアメリカの税制改革でもそうだけれども、それは広く浅くという考え方は基本的に所得課税の範囲を広くとつて税率を下げるという考え方によつておるものでして、ですから課税ベースを侵食する特別措置などを整理をして、そして簡素なものにして、公平なものにしてしようというのが広く浅くという概念なんです。ところが、皆さんの方はいつの間にか課税ベースの広い間接税を採用する理論にそれを持ち出してきておる。これは同工異曲でありまして、不公平を拡大して所得税

のベースを逆にどんどん狭める、狭まっておるものを免罪符にして固定してしまふという役割を果たしてしまふと思うんです。こういう故意な広く浅くの援用は本當の意味で税制改革になりませんよ、これは。その点いかがですか。

○政府委員(水野勝君) 現在のように所得水準が上昇するとともに、外国と比べますとかなり平準化したしております日本の社会におきましては、租税負担のお願いの仕方も広く浅くすることが公平を保つ一つの方向ではないかと思うわけでございまして、その点につきましては、御指摘のように間接税の点につきましても言えるわけでございまして、日本の間接税が酒、たばこ、自動車、ガソリンといったものに非常に偏つて、しかも高い御負担をお願いをしているという姿は間接税のあり方としても広く浅くお願いをするようなものが合理的ではないかと考えるわけでございまして、今回その点は御提案は申し上げておりませんが、直接税なり所得税の場合におきましてもこの広く浅くということとは私ども一つの考え方として持つておるところでございます。

累進税率を一〇・五%から七五%まで、そこまですべてカーブをきつくして再分配をするというよりは、ほとんどの方のサラリーマンにつきましては、日本のように流動的な社会でございまして、初任給をもらう人もいずれば中堅になり幹部になる、そういう繰り返しの中では同じように流動していくのでございまして、そんなきつい累進でもって御負担をお願いをするということではなくて、一つ二つ三つぐらいの累進でいいかかというところで今回もその一環としての累進税率のあり方をお願いをしているわけでございまして、それからまた、御指摘の所得税の課税される範囲、この点につきましても、これはまさに御指摘のとおりでございまして、したがって利子所得につきましては、繰り返してございまして、十数兆円のものにつきましても今回課税をお願いをしておるところでございます。

土地の問題につきましてもこれはいろいろな政

策的要請からかなりの部分が課税から外れているという部分がございます。この点につきましては、少しずつ見直しを行い、課税範囲の拡大をお願いをしておるところでございます。

有価証券譲渡益につきましては、たびたび申し上げておるところでございますが、現在の原則非課税、継続的取引課税という基準の中でその課税範囲の拡大を図っているところでございます。基本的な課税の方式につきましては今後なおよく研究をすべき課題であると心得ております。

【理事大沢方栄君退席、委員長着席】

したがって、広く薄くは必ずしも間接税の世界だけでなく、直接税なり所得税の世界の中におきまして、私どもとしてひとつその方向でのいろいろな検討をさせていただき、またその中で今回御提案を申し上げているところでございます。

○志苦裕君 それはあなた一つ聞くといろんなことをお答えになるが、私の主張しているのは、いわゆるサラリーマンに藉口をして資産所得その他の所得の課税ベースがうんと狭くなってその部分は見逃されておる、その結果を見て上下の差がなくなつたから平らにしましょう、均等に税金をもちましょうという論理は大事なところを見逃しておるということを指摘しておるんです。

資産課税に入る前に一つだけちょっと伺いますが、今資産所得を優遇しておるといふか、特別の面倒を見ておるといふものにはどんなものがありますか。どれだけ勤労所得と比べると優遇されておるか。簡単に述べてください。

○政府委員（水野勝君） この点も再々申し上げてございますが、一つは利子所得でございます。現在の非課税制度でございますその中には財形貯蓄あり、それからまた普通の利子所得の申告不要制度等もあります。これが一つ利子所得の範囲。それから、配当所得につきましては源泉分離課税でございますし、少額配当の申告不要制度といったものがございまして、譲渡所得につきましても、先ほど申し上げましたように、もろもろの政

策から特別控除三千万から百万円までございまして、こうしたものの特別控除の適用。買いかえの特例によりましてその課税の繰り延べ、こういったものも土地に関する資産所得の特例であるかと思ひます。そのほかは、よく言われます有価証券につきましても譲渡益課税、原則非課税という方式は、これは資産所得の特例であらうかと思ひます。

○志苦裕君 一つ例を挙げて聞きますが、わかりやすく一千万といきましようか。給与所得で一千万を得た人、利子所得で一千万はちよつとでかいかなこれ、まあ物は例えですから、利子所得で一千万を得た人、配当所得で一千万を得た人、譲渡所得で一千万を得た人の税額は幾らになりますか。

○政府委員（水野勝君） 所得税、勤労所得につきましては今回まさに御提案を申し上げているところでございます。現在申し上げております課税方式、御提案しております今回の改正のあれによりまして、所得税、住民税を合わせまして、現在は一千万ございまして百八十万でございますが、今回の御提案申し上げておりますものによりましてこれが……

○志苦裕君 改正後で言つてもらつて結構です。改正した後。

○政府委員（水野勝君） 百六十八万円と相なりまして。

利子所得につきまして、利子所得一千万、今回御提案申し上げているのは、六十五歳より若い方の場合はこれは二〇％になりますから二百万円と相なるかと思ひます。

配当につきましては、この方が三五％の源泉選別を御利用になれば三百五十万の所得負担となるかと思ひます。

土地の譲渡所得といたしましては、これは現在普通の譲渡益でしかも長期譲渡所得でございますと二〇％の分離課税、このほかに六％の住民税がございまして、所得税といたしましては二〇％の分離課税で二百万円ということになるかと思ひ

ます。それから有価証券の譲渡益でございまして、この方が継続的取引でございましてしたら原則非課税、継続的取引に該当すれば普通の所得課税が行われるということでございます。

○志苦裕君 ちよつと違うんじゃないですか。あな配当所得を分離だけで言ひましたね。これ総合すると七十三万にしかならぬでしょう。譲渡所得は百四十六万にしかならぬでしょう。私は一千万を言ひましたが、ここを境に給与所得よりも利子所得、配当所得、譲渡所得が段違いに安くなるんですよ。これは時間がありませんから、こういう不公平がありますので、このところを何とかしておいて、先ほど言つたサラリーマンに藉口しては困るということを強く指摘しておきたいんです。

そこで資産課税ですけれども、ちよつとこれは大蔵大臣、資産といつても金持ちは、金持ちといつてもどの程度を金持ちと言ふのか、これがよく問題になるんですが、大蔵大臣の認識では、現代の資産家と言われるものはどの程度の規模のものを考えていますか。

○国務大臣（宮澤喜一君） 一般論として考えたことはございせん。どういう前後の続きにおいて資産家と言われるかによつて異なると思ひます。

○志苦裕君 水野局長、日本で俗に大金持ちとか大資産家と言われる人はどれぐらいのものでしょう。

○政府委員（水野勝君） 突然のお尋ねでございますので、難しい問題でございます。

資産課税としては相続税というのがございまして、これは四千万円を課税最低限といたしております。通常の財産課税というののございせんので、税務統計上は保有財産につきましても統計は国税統計としてはちよつとございせんのでお許しをいただきたいと思います。

○志苦裕君 我々は貧乏人だから、我々の親戚筋でちよつと金のあるやつを資産家かな、金持ちかなと思つたらどうもそでないらしいんですね。

びっくりするようなやつが世の中たくさんいて、これから余り税金取られてないということを少し把握した方がいいと思ひます。

これは念のために、日経ベンチャーというのがありますね、それが実施した昭和六十二年版「日本の資産家」調査というのによりますと、六十二年六月末で個人資産が百億円を超える資産家が一五％もふえて百五十四人に達した。何か日本とアメリカじゃ資産の勘定の仕方が違ふらしくて、日本の場合には、アメリカの場合は法人が持つておる株の個人の支配権というふうなものを換算をするんだそうですが、そういたしますと日本のある鉄道会社の社長さんは三兆一千五百億円の資産だそうですね。アメリカのウォルトンという人がアメリカの一番の金持ちだそうですが、これは四十五億ドル、百五十億円で換算いたしますと六千七百五十億円。何と日本の資産家はアメリカの四・七倍に当たるんですね。これはびっくりしちゃうたね、本当に。まあ今日上場ブームあるいは地価の高騰というふうなものがあるというところはだれでも容易に想像つくんですが、一体税金が高いと言われる日本でなぜこのような資産の蓄積が行われると思ひますか。

○政府委員（水野勝君） 税制上といたしましては、土地でございまして個人でございまして土地の譲渡益には課税はされるわけでございまして、勤労性所得でございましてならばそれは七〇％までの課税は行われるところでございまして、したがって、稼働されあるいは実現された所得でふえていくという分につきましては必ず課税はお願いをしていくわけでございます。ただ、土地なり何なりが、それが時価が上昇して評価額としてはそれだけのものになっている、大きな財産になっているという場合におきましては、そこは未実現でございまして課税としてはお願いをできないところでございますので、地価の上昇等を反映してその保有の土地を評価されれば何億というようなお金持ちと申しますか資産家ができておることは、これは否定できないところだと思ひま

○政府委員(水野勝君) 例えば株式でございますと時価総額というものがございます。しかし、これはほとんど現在は四分の三ぐらいが法人が持っております。そうすると残りが個人という場合に、それがどのように分布しているかにつきまして直ちに今そうした数字を具体的に持ちはわせておりませんが、大ざっぱな感じでは四分の一ぐらいが個人というふうに聞いておるところでございます。

○志苦裕君 細かいやりとりはやりませんが、念のために、NIRAという研究機関がごさいますね。そこでレポートを出しておりまして、これによるとキャピタルゲインの算出の仕方が載っています。このレポートで私なりの計算を立ててみますと、土地についてのキャピタルゲインは、六十年で三十八兆円ぐらいになるようですね。水野さん、十数兆円じゃないんですよ、三十八兆円ですよ。株式のキャピタルゲインも十兆円ぐらいにな

局長、あなたのこの間の答弁では、国民の理解が得られるだろうかというようなことを言っていました、そういうことは国会がやりますから、

るには、なお実質的に公平が保てるかどうかにつきましての見きわめはまだ私も残念ながらついていないところでございます。この点につきましては、当委員会におきましても再々の御指摘でございますから、早急に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○志苦裕君 局長、どうもそこところがいまいつたためんですが、執行上の問題なの、制度上の問題として見きわめがつかない、どっちなの。

○政府委員（水野勝彦） やはり毎日何億株という動きがあるわけですから、執行にすべてを期待することは限界があるかと思ひます。この売買取引につきましては資料が制度的に税務当局に集められる、そういう制度的な執行上の対処がなくてはやはり無理ではないかという感じがいたします。

○志苦裕君 いや、その点は有税でもそうですが、売上代金に対して売り主が負担しているんですね。証券会社が源泉徴収する信用取引には、私が見てももらつたら、こんな御丁寧なような様式の書類も出ますよね。これで納めるんだからこの段階で把握をして、それから後で申告されればよいというとりあえずの便法もあるし、そのほか抜本的な方法もありましようけれどもね。

いずれにしても、これはきのう以来しばしば述べておるんですが、大英断をしてやってもらう。しかし、それがしばらく時間がかかるというのであれば、いついそまでにやるといふような仕掛けをつくって、それまでの間、先ほど言ひましたように、資産課税は捕捉されないでどんどん逃げたおる、勤労性課税だけは税率を余分に背負つて、それで改革をするということになりますと、逃げたら逃げた放しになっていきますから、いわば境界税率の上に暫定税率をつくって、キャピタルゲインで逃げていく分の相当分だとか、あるいは富裕税という考え方を持たせるとかというふうなもの、暫定的な対応をするお考えがどうか、これが一つ。それから、二十八年以降とまっておる資産再評価をこの際ひとつおやりになる気はないかどうか、この点はいかがですか。

○政府委員（水野勝彦） 有価証券譲渡益課税につきましては、今後なおよく十分研究をいたしたいということでございます。今回、有価証券取引税の税率を、株式を万分の五十五を五十にする御提案を申し上げておるところでございますが、この点につきましては、今回お出ししている案におきましては、この実施を二年間当面先に延ばすということにいたしておるところでございます。そう

した期間の中におきましても、御指摘のような研究を極力早い時期に行いたいと思はれるところでございます。

それから、富裕税につきましては、税制調査会でもしばしば議論をされておるところでございますが、この点もまた有価証券譲渡益と同じような議論を申し上げて恐縮でございますが、一般的に常時資産の保有に対して課税をするというときには、やはり問題となりますのは、公平にこれを把握して的確に課税できるかどうか。これは把握体制の問題が絡んでくるわけでございます。こうなりますと、今度はあらゆる個人の資産につきまして自動的にその把握が行われるような資料収集体制が確立される必要があるわけですが、そこまですべての社会の合意が得られるかどうかという点につきましても大きな問題でございます。税制調査会としても、常に検討課題には取り上げながら、なかなか直ちに現実性を帯びるものとしては考えてきていないところでございますが、今後の検討課題の一つではあらうと思つてござい

ます。再評価につきましては、戦後の極めて著しい物価の変動の中におきまして昭和二十五年のシャウプ勧告によりまして行つたところでございます。その後の物価上昇等につきましても、まだその時点までの変動があると思ひ得る段階まで来ているのかどうかという点につきましてもなお検討を要するところでございます。またあの当時は再評価税を六%としていただきました。六%をいただいちやうと、それでももう譲渡益課税が終わつてしまふので、現時点でそれと別な問題としてしまふのがいいかどうかというまた別の問題もあるかと思ひます。まだちょっと現実的にこの日先の問題として取り上げるにはややまだそこまでコンセンサスは得られてないところでございます。

○志苦裕君 あなた、そこに三日も四日も立つて答弁しておるが、できますというところは一つもない。たまにはやってみようかということぐら

いいたさいよ。ともあれ資産課税問題、言うまでもないんですが、少々所得の捕捉に無理なところがあるとしても、まあみんな使つてしまふ限りこれは残りが必ず資産になるんでしてね、まさかその資産を持つてあの世へ行くわけにいかぬので、これは相続になるわけですよ。

（委員長退席、理事堀原清君着席）ですから、資産課税と出口である相続のところできちつと適正に課税をすれば、長いスパンで見れば公平は保たれるわけですね。再配分も可能になるわけですよ。それが不適切だといふと偏った富の蓄積が行われて再配分も行われず、不公平がなお拡大するということになってくるので、これはやっぱり一番出口で大事なところですから、本来であれば増加益は毎年調べて課税すればいいんですよ。未実現な利益だと言つても、もしみんな売り買ひしたときにかけるとなると利子税か、これは利子の繰り延べみたいなものですから、毎年納める税金を勘弁してもらつてゐるんだから利子にすればいいという、金額課税でひとつこれはどうしても努力をしてみたい。

この項はこれでおしまひにしますが、とにかく大蔵大臣、金が残つてぐるぐる回つておるといふんです、私のところはちつとも回つてこない。この金余りを吸い上げる方法はないものでしょうかね。あるいは公債が増税かという二つになつちやうわけですけれども、これは選択の問題ですけれども、その選択の問題については問ひませうが、あるいはまた海外に出回つておると、こういううなつてその辺に回つておると、この金を臨時賦課税のようなものでいただく方法はないものでしょうか、大蔵大臣いかがですか。

○國務大臣（宮澤喜一君） 先ほどから富裕税、資産再評価税等々についてお話がありました。これは両方ともシャウプ勧告以後にいたしました。両方とも余り成功でありませんでした。というのは、やはり富裕税の場合には目につくもの、当時でありました家でございますけれども、土地もちよ

とありましたが、そういうものにはほとんど課税が集中してしまつた。それ以外の財産を捕捉できなかったということであつたと思ふんでございませうけれども、といったようなことから、どうも私は資産課税というのは、結局やっぱりおっしゃいますように、相続税のところで課税するのが本當であつて、固定資産税とか特別富裕税とかというふうなもの、それはつまりいわば所得として実現いたしませんで課税できる範囲の課税しかできないというのには私は本當だろうと思ひます。ですから、そういう意味で志苦委員のやはり物の考え方、経済政策といひますか、社会政策といひますか、ということに関連してゐるんだと思ひますけれども、余り大きな資産課税というものをリアライズしない、実現しない資産に課税いたしますと、担税力という問題も出てまいります。どうも私はやはり相続税が本當ではないかというふうな押しなべて考へておりました、この金余りはどうかできないか、それはやはり本来であれば国内にそれだけの設備投資があり、住宅投資があり、あるいは社会資本に使われるというのが私は本来ではないかと思ひます。

○志苦裕君 いや、マル優に入りますが、このマル優の廃止あるいは政府のあれで言ひますと非課税貯蓄制度の改正というやつですが、論議は出尽くした感があります。既に私ももう述べましたように、資産課税全体の中でこれをどう位置づけるのかということが決まらなければいけません。どうも答弁に説得力は出ない。また、当面の財源規模から言つても、とりあえず急ぐべきものにも当たらない。しばしば答弁をしておるうちに、いささか苦しい紛れの答弁だけれども、総合課税を原則としてそれを志向するんだというのが本音であれば、一時的とはいへ分離を原則とするということはいかに事態を混乱をさせてこの総合課税への移行をより複雑困難にするかというところは一目瞭然です。きのう和田委員とのやりとりでも、五年後の見直しに關してゐる話があつて、もっと縮まらぬかというときに、いやこれは一律分離

がトップ層で原則ということになれば、コンピュータに入れるも、あれするもこれするも、それなりのコストもかかる。したがって、ある程度の安定性も要する。これは語るに落ちるで、そういうふうな制度に一遍入ると本則に戻りにくくなるんですよ。そのところを和委員も御指摘になったようにだけれども、これは話はあべこべじゃないかな。むしろ若干の問題は残っておるが、大急ぎで原則課税を志向してそれに向かつて準備を急ぐというの方がいよいよ本筋に移行する方も容易ですよ。そのようにお考えになりませんか、この点いかがです。

〔理事梶原清君退席、委員長着席〕

○政府委員（水野勝君） 今回の利子課税の見直しに当たりましては、郵便局にも新しく源泉徴収をお願いをする。それから、従来は課税が行われておりませんでした地方公共団体におきましてもこれを源泉徴収をして対処をさせていただくということになっておるわけでございます。

そういうことからいまして、一億人の預金者、また十億口にする預金口座を対象といたしまして新しく制度を定めました。これは、とにかくあくまで効率的でありお手数をかけない簡素でかつまた中立的である必要があるわけでございます。これを全部総合ですと言いつつ、とにかくその厳正な実施を行いますと云いますと、課税当局も大変でございますし、また預金者も実際にどのように対処しておれば、それが適正であるとされて対処され処理されるのか、そこら辺につきましてもかなりな動揺と不安感が生ずるのではないかと云うわけでございます。極めて大量な浮動性の多いこういう金融資産につきまして新しく制度を始めさせていただきますときには、今回は一律分離課税ということでもって対処をいたしますことが効率的の原則にかないます。また実質的に公平の原則に沿うものになるのではないかと云うのが税制調査会の答申の考え方でございます。

○志苦裕君 水野さん、あなたそう言うんであれば、この間当委員会に小倉税調会長も参考人として

ておいでになってこの問題のやりとりで会長は、マル優の政策目的は達しましたということをお前提にしながらも、その取り扱いには各論まちまちでまともななかったんだ、甲案、乙案、丙案がありましてまともななかったんだと、それを何だか自民党がやつつけ仕事かどうかしらぬが一律二〇％にしたんで、そうかまあそれはしょうがないだろうという程度のもともなうんだというお話を聞いた。ともあれ、今まで出尽くしているのを言っているが果たして公平にかなうかとかいふような議論はこれの私はいたしません、もう同じことばっかりでありますから。しかし申し上げておけば、私が先ほど述べた資産性所得も全部含めていざその原則に戻す、すべての所得を残らず調べて一カ所に集めてこれに一定の累進で課税をするというこの原則に戻ろうというんですから、いやこんなものはやめたんだと言っているのはまた別だ。本則はちゃんと残っておいてそれを何年か後に施行しようというのであればそれはあなたの今の答弁にならない。郵便局に行くとか役場に行くというふうなことを言っているけれども、開けばいいんだというふうなね、そういう感じがするんです。

とにかくいろいろ言うけれども、なるほどというものがいいんだ。なるほどというものがいい。いみじくも大臣は九月十六日、きのうの委員会では所得税法に手をつけるのであればその一部としてこれを取り込んだままだと。その心は目の前に十数兆円の宝の山があることへの関心だけなんです。それで、有名な登山家の言葉に、そこに山があるから登る、というのがありますが、ね、大蔵省も衝動的に山に登るようになってるんだ。それで、しかし、私に言わせれば税制の方向がわかってないんだから必ず遭難しますよ、これは。この際、登山はやめることですね。これは当該条項の削除が相当ですよ。突っ張ってないでそのようにしたらどうですか。

○政府委員（水野勝君） お話のように、昨年の税制調査会におきましては四つの案が取りまとめ

られたところでございます。全くの総合課税、低率分離、それから申告不要制度つきの課税、それから一律分離といったものがまとめられまして、その四つの案をめぐりまして、いろいろ税制調査会の内部でも議論がされ、それからまたその調査会の四つの考え方を受けて私ども関係各方面と折衝し、議論をしたところでございまして、やはり課税当局、それから預金者ももろの関係者の御感を得て、今回は一律分離課税でもって出発をさせていただくのが現実的に公正をむしろ確保できる方策であるというふうに判断して御提案を申し上げたところでございます。

○志苦裕君 きのうの委員会でも鈴木委員から百歩譲ってという話が出ましたが、私も百歩譲っても、それぞれの委員からさまざまな提言、工夫がそれぞれ相次いで出ておるんですね、その六十から六十五歳までの問題を私もちょっと取り上げますが、水野局長ね、あなたは六十から六十五歳までの間の問題に、冷たいように申しわけないが再就職で頑張つてよと、こう言っているわけだね。あなた方除いちやうと三千億円損しますからと、こういう話でしよう、これは。だけれども、稼働能力に着目をして六十五歳以上を非課税という趣旨なら、六十から六十五歳の間にもその論理を当てはめてもそう矛盾は出ない。この間には稼働能力を失った者、まだ稼働能力の続いている者が混在しておるんで、いわゆる退職をしてから六十五歳までのこの間はならかな移行期間と考ればそんなに制度的な不整合はない、私はそう思いますよ。ですから、それに至る移行期間というふうにして位置づければ、例えば軽減税率を設けるとか、あるいはまた低所得者に九谷委員が選択的一律分離課税をひとつどくと聞きまして、所得はもう少し少ないわけですからね、でも幾らかある。大蔵省から天下りするようならば随分金は高いけれども、そうでない人は大体背負っていった額をちょっと下回るところを保障するために、第二の職場があっても、年金プラスをこどもらう金でもとのよりもちょっと下がった程度、それも

二、三年というふうな慣行は気のきいたところではあるようですが、そういうことを考えると、この間はやっぱりそのようなならかな移行期間としての措置を設けても不思議じゃない。私は皆さんが言っているその論理には不賛成ですよ。だけれども、皆さんの論理に従って稼働能力のない者に着目をして、一定年齢以上の者の非課税措置というものの制度の合理性があるならこの間に移行期間を設けたってちっとも不整合じゃない。方法には幾つかありましよう。この点はどうですか、考え直しませんか。

○政府委員（水野勝君） 御指摘のような問題の指摘も私も受けまして、いろいろ年齢階層別にその収入状況、就職状況、それから資産蓄積状況等をいろいろ検討をさせていただいたところでございます。確かに、御指摘のように五十歳までの年齢層と六十五歳からの年齢層とでは収入や就業状況等々はいち、その中におきまして六十歳から六十四歳の年代というのはまさに一つの移行時期であるということ、もろもろのデータから御指摘のようにあらわれておるわけでございますが、六十歳から六十四歳のその実情をつぶさにいろいろ拝見しますと、やはりまだかなりお元気な方につかれておるといふ意味では、むしろ六十五歳以上の世代よりは現役世代の方にもろもろのデータから見ると近い。その割に、収入の割に資産の蓄積状況は割合高い。一方、その支出の内容を見ますと、教養娯楽費でございましてか交際費とかそういう支出のウェイトがその下の世代よりは大きく、もちろん教育とかそういうものは少なくはなっている。

そうしたことをもろもろ拝見していただきますと、こういうデータからはまだお元気な方の世代にむしろ属していただいた方が自然かという気がするわけでございまして、そこらを割り切らしていただいて御提案申し上げているところでございます。

○志苦裕君 あなたは依然として再就職で頑張つてよという主張なんです、例えば老年者控除に

も二十五万と五十万という関係があるでしょう。あなた方がつくっている仕掛けの中にも六十五歳以上になったら五十万で、それ以下だったら二十五万というのがあるじゃないの。これは同じ考え方で、できぬことはないですよ。そんなこと言っている、あなた再就職できると限らぬのですよ。この点は特にお審議も続くことですから強く主張をして、きのう鈴木委員は頭の中に入れておけという言葉で結びましたが、頭の中じゃなく、あしたあたりまでに具体的な案を書いておけというふうに私は主張をしておきたいわけですね。

そこで、この問題に関して、しばしば出てきたが、結局、所得は消費と貯蓄に分かれるので、貯蓄の分は資産になって、資産の分は相続になる。出口で押さえるという何十年も不公平が続くことになるので、その出口の話の相続なんです、よくみんな心配していますのは、何せ大蔵省のもの、偉い人が相続の租税回避の指南番だったというぐらいですから、これはやっぱり相続が問題になるわけで、このいわば貯蓄に対する二〇％課税、それが原則であって、中曾根さんの答弁によれば、とにかく二〇％納めてくれたらあとの調査なんかないんだということになりますと、これは相続への影響遮断ということを考えないと相続に悪い影響を残す。これは紛れもない事実だと思ふですね。この点は、相続税についての私の意見は、ちょっと皆さんのきくまで述べた人と違ひます。私は、原則として相続税というのはたくさん取るべきだ。大体でめえで稼いでもいない先祖の稼いだ分をぬくぬくともうとは何事だというのが私の考え方ですから、できればみんな取れと言いたいですが、社会に返せというふうに言いたいということ。しかし、基礎控除が要りまして、住んでいるところとか仕事している分とか、これは必要ですが、別荘とかあんなものはみんな取りなさいよ、あんな欲しかったらためえで稼いでつくればいいじゃないか。

ともかく、これは相続への影響が出ますね。その遮断はできませんか。簡単に答えてください。

○政府委員(水野勝君) 現在におきまして、利子につきましては一定の範囲では支払い調書等の提出をいただいておりますが、それがなくなるとい意味におきましては影響が全くないということは申し上げることはできませんが、現在までのその相続税の調査におきまして、それはそうした資料もいたさきつ、しかし、やっぱりその方につきましての全体的ないろいろな課税調査の中で相続税の適正を期しておるところでございます。必要な場合には従来とも預金調査等はお願いをしたところでございます。今後ともそうしたことはお願いをすることにいたしますので、今回の改正がそうした点に大きく影響するということはないのではないかと考えておるところでございます。

○志吉裕君 いや、それはちゃんと調査というか捕獲をしつかり皆さんが責任持つてやるというんなら別ですが、相続のいろいろな資産を金にかえまして、小口にばらしまつて、二〇％取られてしまえばおしまいと。物で持つてればおしまいと余計取られたのに、二〇％で済むのなら資産はそういうふうにならぬと。幾らでも形が変わりますからね。結局は資産を余計持つていってやがた相続税を免れるということ、私は心配要らぬ話じゃないと思ふますよ、これは。そうでなくてもあの調査ができません、この捕獲ができませんと言っている大蔵省ですから、これはきつてその点は指摘しておきます。

この点でちょっと私、財形の話が出ましたが、それが一般勤労者のことでありまして、所得だつて大したものじゃないということと考えると、きのうは他の所得者、貯蓄者との不公平というようなことを水野局長指摘してましたが、社会的な不均衡や不正に問題を生ずるほどのものじゃないというところだけは主張をして、これもきのうの鈴木発言を補足しておきたいと思ふんです。

ういう意味では、あるものを貯金にする、あるものは保険をかけるというのと性格的には裏腹の関係ですね。さて、そうなつてまいりますと、生命保険、今度損害保険も入るようですが、そつちの方の掛金は非課税、同じ目的で老後に備えて蓄える貯金は課税、この不均衡はどうなります。

○政府委員(水野勝君) 生命保険は最高五万円までが所得控除となつておるところでございます。これは戦後の資本蓄積といった、その一環として導入されたものでございまして、この点につきましてはその加入率でございますとか、利用状況でございますとか、おおむね一定の水準に達し、横ばいの点もある。また、それによる減収額もかなりなものになつておるところから、税制調査会におきましてはその見直しはたびたび要請をされておるところでございます。

他面、それだけ広い範囲で利用され定着しているという面もございまして、今回の改正におきましてはそうしたこれまでの経緯にかながみまして、特段のこの控除につきましての改正は御提案はしてないところでございます。

しかし、利子所得課税との関連におきましては、一時払い養老等のものにつきまして、今回の利子課税に即した横並びの見直しはさしていただいているところでございます。

○志吉裕君 そういふお答えでしよう。しかし、一面大きな保険会社の利益というふうなものがその裏にないとは言えないということだけは指摘して、次にまいります。

というふつとした疑念が私にないわけじゃない。根拠を示してください。

○政府委員(水野勝君) そうした計算に直結いたしますのは、課税所得階級別に人員、所得等が明確になつていなければならないわけでございますが、それに直結した資料といったものはないわけでございます。

しかし、そのための改善の方法といたしましては税務統計のもろもろの資料がございまして。申告所得税の実態、民間給与の実態、こういったものには収入階級別、あるいは合計所得階級別の数値がございまして、それにはまた家族の構成ごとの分布もあるわけでございます。こうしたものを基礎にいたしまして、縦横にいろいろ推計をいたしまして課税所得階級を推計をする。これはかなりな作業になるわけでございますが、電算機でもって処理して、極力正確な数字になるように努力をしておるところでございます。

従来、減税に際しましてはこうした作業を繰り返しまして減収額を見積もる、おおむねその後の実績を見ますと、近いところでの減税なり増税が發生をいたしておりますので、私も従来この方法で計算しております方法がまず妥当ではないか。したがしまして、この一兆一千四百億円というのも私も極力適正なものとしてお示しをしたと考へておるところでございます。

○志吉裕君 縦横いろいろがわからぬのよ、こつち。あなたの方では、直接それを示すものはない、あの資料、この資料、縦横いろいろでこうなると、そう言われた方は煙に巻かれてそうかなと思つていただけです。これは考へてみますと、これは慎重に減税の議論をしていられるには、なぜ一兆一千四百億円かということもだれもわかつていない。わかつていられるのは縦横いろいろ計算機のない。あなただけなんだ、今の話によると。縦横いろいろ計算機の資料ないからね、こうなつたら幾ら、こうなつたら幾らということ国会へ示しなさいよ。

○政府委員(水野勝君) 今回の御提案申し上げて

おります税率の刻みにつきましては、その大ざっぱな刻みの階層別にこの一兆一千四百億円の算定の部分部分に分けて一応お示しをしておりますところでございます。

全体としての姿となりますと、これはコンピュータに入っているわけでございますが、一方、世の中にもお出ししております税務統計としては、民間給与の実態、申告所得税の実態、これにはそれぞれ所得階層別、所得階級別、それから家族構成別とございます。こうしたもので大ざっぱに御説明を申し上げ、大ざっぱに御議論を願うことはもちろん可能でございますが、そうしたものを集計いたしましたものとしては、先ほど申し上げました一兆一千四百億、この階層別にはこういう金額であるということは一応お出しいたしております。

○志苦裕君 あなたはさっきから実態調査がどうかとかなんと言ってますが、私の言っているのは、AプラスBプラスCプラスD掛ける何とかで、すね、という算式はないんですか。使った資料が何々何々というあれば、AプラスBプラスCプラスD割る何とかで掛ける頭数とか、何かそんなお得意の数字はないんですか。ただ、縦横いろいろ計算機で言ったって、それはわからぬ。

あなたの方の刻み、ここにありますよ。一五・〇を一〇・五にするという五千八百億円と。普通数字をあらわす場合には、何掛ける何とか、何割る何とかいうんじゃないですか。ただ五千八百億円だから、私はわからぬので聞いている。示せますか、示さない。

○政府委員(水野勝君) それはAプラスBプラスとか、それに掛けるCという簡単なものではございませんで、すぐに一言で申し上げるということとはなかなか難しいわけでございます。

例えば民間給与の実態調査でございますと、給与収入が百万円以下の人は五十七万人いる、百五十万円以下の人は二百六十六万人いる、それが年末調整を行った人、行わなかった人でまず分けられる。それから、その人の給与の収入金額によっ

て給与所得控除を計算する。そういった給与と給与の所得金額が出る。これが今度は、それぞれの階層別に家族構成でもって分類される、そしてそれぞれの所得階層が算出されるわけでございます。また、もろもろの調査から、医療費控除である、もろもろの所得控除がある。そういったものもまた階層別、家族構成別に出ておる数字がございますので、それを組み合わせてまた計算をしていく。それによりましてこの階級の課税所得が出来ますが、これはしかし統計の数字によりましてこの課税所得とは合わない、これを一定の方式でもってややツルカメ算的に案分をするというようになことを繰り返して課税所得を出していく。これは給与所得者だけでございますから、今度は給与所得者が申告をされる場合が多々あるわけでございますから、その重複分はまた過去の経験値からそれを調整するといった作業を、各給与所得者の収入階層別、申告所得税の納税者の階層別にかなりな作業を繰り返していつて、こうした数字をお示しするところとなつていまして、でございます。

○志苦裕君 それはツルカメもいけれども、だれかわかりましたか、委員長、今言っていること。大臣わかりますか。ツルカメだとか、いろいろ縦横、十文字と言っていますけれども。だから、私はこれを聞いていまして、これは悪いけれども、こんな重要な法案を審議するときに、今それをツルカメだの、縦横だの十文字なんというだけでは、これだめなんだ。何か算式が複雑な算式とあなたは言うんだけれども、聞いている方がよっぽど複雑でね。どうもこれは確証が持てないんだが、これは何遍聞いてもあなたはツルカメの話だからだめだ。

ところで、あれですか、きょう示さなくてもいいけれども、給与所得あるいは利子所得、譲渡所得、いわゆる全部の所得を総合所得にした場合の所得階層分布というものはございますか。

○政府委員(水野勝君) ただいま申し上げましたように、税務統計としてございますのは民間給与

実態調査、これによりまして給与所得者の人数、給与額、税額が出ております。それからまた、申告所得税の納税者につきましては、申告所得税の実態ということでやはり所得階層別に階層別に出ております。

○志苦裕君 いやいや、私が言っているのはそうじゃない。これ直接これと関係ないんでね。まあいいか、これは時間がないな。できれば、全部の所得を総合所得にしてその課税をした場合に、所得階層分布はどうなるんだらうかというちょっとデータを欲しかったんで今聞いてみたんで、それが、考えてみたら、これは通告に言っておかかったから、これに関する資料はいずれまた要求をすることになります。

時間がなくなりましたが、一つ二つだけやりますが、課税最低限が今度も据え置きで、調べてみると若い独身の人は五万三千円から税金がかかるが、五万三千円の月給取りというのはどんなものかな。公務員の一番出だしたってこの倍でしょう。まさに低い賃金で、結局タックスミニマムというのの生計費非課税の原則で、憲法各条項の要請にもなっているわけだけれども、ただ、皆さんの説明を聞いてみると、日本は高い、高いと言ったんだね。しかし先進諸国と比べて、あるお金でどれだけのものが買えるだらうかと、土地を買えるか、教育ができるか、自動車が買えるかといういわば購買力平価論というのがございまして、これと比べてみると、日本のタックスミニマムは決して皆さんが言うように高いものじゃない。早い話が東京で一坪土地買おうと思つたらどこだって買えやしません、こんなものね。

そういう極端な事例は別にしても、せめて生計費非課税の原則というんだつたら二百六十一万九千円を三百十九万円にしたらどうですか。そう言ううと、所得の高い者が得すると言つて大臣も本会議でお答えになつておられるけれども、それは今度、配偶者特別控除で設けられた消失控除制度を設ければその分は調整できるわけですから、そんなことを理由にしないで、どうですか、標準世帯で生

活保護費並み、あれは同じ国がやっていることで生計費ぎりぎりのことなんです。所得が全然ない者が三百十九万円で、所得のある者は二百六十一万というのものがつつま合ねでしよう、いかがですか。

○政府委員(水野勝君) この点は、ときどき申し上げているところでございますが、課税最低限、確かに今御指摘の購買力平価論、いろいろ説はございまして、一応現在の為替レートをを用いまして計算いたしますと、外国に比べますとやはり我が国はかなり高い水準にある。そういったしますと、所得税の負担軽減といたしましては教育、住宅等にお悩みの中堅サラリーマンに重点的に配慮をさせていただくということが適当ではないか。また、現在の課税最低限の水準でおおむね所得者の七割から八割ぐらいが納税者として御協力をいただいている。やはり現在のようない社会でございまして、どちらかと言え、御負担は広くいたしたいところの方がむしろ適当ではないかというところから、今回、課税最低限につきましては、配偶者特別控除という点で措置はいたしておりますが、その他の一般の人的控除につきましては見直しを御提案しなかつたところでございます。

○志苦裕君 ついでですが、人的控除について消失控除を設ける意思はございませんか。

○政府委員(水野勝君) 控除につきましては、いろいろ税額控除をいたしてみてももちろんあるわけでございますが、現在一人三十三万円という所得控除が定着をいたしております、これをもつて、さらにこれを消失あるいは税額控除にするという考え方は、現時点としてはちょっとそのうしたコンセンサスはないところでございます。

○志苦裕君 私は、先ほど来言いましたように、上位の所得階層は資産所得が随分逃げておるといふことを考えますと、所得の高い人にまで同じ額をすつと人的控除を設けるのも調整した方がいいだらうという意味で、配偶者特別控除に設けられたような、どこに限度を置くかは研究すればいいことですが、消失控除を設ける方が公平にかなう

んじやないかなという指摘はいたしておきますので勉強してください。

時間がなくなっちゃって一問一答でいいんです。給与所得控除、今度はこれを全部経費だと、うふうう考えてこれを超える分だけ実額控除と、該当する者はいないかと言って野末委員が聞いたら、福岡へ毎週一週飛行機で行く人だと言っている。行って税金は戻ってくるかもしれないが毎週一回行くのが大変だ、これは金がかかって。こういうばかな答弁をしちゃだめなんでは。希有な例のためにオーストリア的な税制をつくるなんてばかな話がありますか、あなた。昔、この給与所得控除の意味合いについて大体三十二年ごろは、平均三割としまして一〇〇ぐらいが経費の概算控除分だった。税調答申になったら半分になっている。自民党へ行ったら全部になっちゃった。これはどういう理由ですか。

○政府委員(水野勝君) 確かに、税制調査会の抜本改革の答申におきましては、これを半分に分ける、それは別に単に機械的に分けるということではないでございまして、給与所得控除の性格として経費の概算控除という要素、それから担税力へのしんじやくという要素、この背景にはたゞいま御指摘のございました一〇〇程度といういろいろな家計調査からの数字もございまして、半分か必要経費の概算部分、それを越えた部分につきましては実額控除の選択という方向が抜本改革におきましては出ておったところでございます。

この点は、所得税が現在の百年の歴史を持っておりまして、給与所得者につきましては、たとえ概算控除でやってきており、それが税務当局にも給与所得者にも定着をして年末調整でもってすべて済むという制度がございまして、これを直ちに実額控除制度に移行するというところにつきましては、納税者のかえって……

○志苦裕君 そんなことを聞いてるんじゃない。何で一〇が半分になったかと聞いている。○政府委員(水野勝君) あれを招くというところから、また税務当局の対応からもまだそこまではいけないということから、この必要経費概算控除とは質的にちよつと異なる特定支出控除というところで具体的にはまとめさせていただいて御提案をしたところでございます。

一〇〇と申しますのは、よく給与所得控除の経費論、性質論をここで御議論いただきまして、いろいろな全部合わせまして、家計調査の数字等からしますと、ぎりぎり一〇〇ぐらいが最大の数字ではないかというところで御議論を願ったことがございまして、それが一〇〇の恐らく数字ではないかと思ひます。それから、平均は三〇〇と申しますのは、現在の制度からいたしまして、普通、平均三〇〇ぐらいになっております。マクロ的にも三割でございましてその半分半分ということですが、御指摘の一五〇というところになります。

しかし、今回は必要経費概算控除にまではいかずに特定支出控除ということで仕組ませていただきます。これは給与所得控除を半分に分けてというところは結びつけないで、給与所得控除をも上回るぐらいの大きな特定の支出があった場合には選択的に控除できるというふうな仕組みをしたので、半分ということも今回は取りやめさせていただきます。将来の実額控除制度、特定支出控除をやってみた上でなお御議論、御検討をいただき、そうした方向が出てくれば今後半分とした抜本改革の数字もまた出てようかと思ひますが、今回はそこまではまだまいなかつたところでございます。

○志苦裕君 ちよつとあるんですが、それはあなただけをねじ曲げちゃうからわかんなくなっちゃうんで、全額経費的な性格に変えたから特定支出控除になったんで、ただそうなってますと、もし全額経費的な性格だとなると事業所得者あるいはみなし法人に適用するのは二重控除の論理になっちゃうつじつまが合わない。じゃ何で八〇％なのかという議論も出るんですが、時間がありませんから、たくさんあるんですが最後に一問だけにします。

年金ですけれども、まあいろいろ計算してみると、なるほどちよつと新しい制度の方が得になる。しかし、私は人が悪いんで、大蔵省がやることに得なことやるわけないという頭があるので、何かこれはあるんだらうと思つていろいろ考へていてところなんです、そのことはいずれまたじっくりやりますが、公的な財政支出です、全部が全部じゃありませんが、公的な財政支出が何で課税の対象になるんですか。生活扶助料のような公的な支出は租税回避があるでしょう。補助金で出せば、それは圧縮記録で逃れるでしょう。同じ公的な支出なのに何で年金は税金かけるんですか。これはどういう理屈、これ。

○政府委員(水野勝君) 確かに、生活保護あるいは失業給付、こうしたものは政策的に課税をしないかつたりする場合があるわけでございます。ただ、年金となりますと、これが公的な年金でございます。これは、企業年金でございます。これは一つの年金受給者の通常の生計手段として給付されるものでございまして、そこは生活保護とかそういうものと異なるのではないかと申すわけでございまして、こうした公的な年金を含め年金につきましては、諸外国ともまずは通常の課税をお願いをするわけでございまして、また、これから公的な年金によりまして、この所得というものが漸次ふえてまいるかと思ひますので、これを全く非課税といたしますことは、他の所得者との間での調整も考える必要があるのではないかと。しかし、御指摘のように、公的な支出という面もございまして、それに伴いますところの必要な配慮を申し上げるということで、公的な年金特別控除で今回措置させていただいておるところでございます。

○委員(村上正邦君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時四十分まで休憩いたします。

午後一時四十分開会

○委員(村上正邦君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、所得税法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○多田省吾君 私は初めに、このマル優廃止法案を所得税減税法案とセットにして提出をいたしましたことに対して強く反対するものでございまして。私どもの理解では、去る五月十二日の与野党国対委員長会談で売上税関連六法案は臨時国会に再提出はしないということに合意したと聞いております。また、七月二日の国対委員長会談におきまして、五月十二日の合意を尊重することを政府・与党は重ねて約束した、このように聞いております。ところが、与野党の税制改革協議会の合意のないままにこの臨時国会に国民の期待する所得税減税法案と今度は国民の強く反対するマル優廃止をセットにして提出をいたしましたことは全く納得のいかないところであり、私どもは強く反対するものでございまして。そして、この所得税減税法案においても非常に小さいわけですが、最初が一兆三千億、その後の修正で二千四百億の上積みを図ったわけでございますが、それでも我が党が主張する六十二年度二兆円規模の所得税減税というものは非常に遠いわけでございます。政府が内需拡大と国際経済摩擦の解消を目指して所得税減税をやるのだという割には非常に小さい。大変残念です。

財源につきましても、私たちは昭和六十一年度決算剰余金やあるいはNTT株売却益、あるいはい

いずれじっくりやらしてもらいますから、ひとつきょうは勘弁してください。終わります。いづれ後の機会に。

有価証券取引税の増収分をもって充てれば十分二兆円規模の減税ができる、このように主張しているわけですが、また、六十三年以降の財源につきましても、いわゆる政府の言う恒久財源といたしましてキャピタルゲイン課税あるいは利子配当所得の総合課税化、あるいは多くの十項目にわたる不公平税制の是正などを充当すれば二兆円規模の減税はできるんだということを主張していたわけですが、これがかなえられなかった。非常に残念でございます。

また、マル優制度の原則廃止は国民に大変な不利益を与えるものでございます。少額貯蓄者の預金利子から二〇％の税金を取る、そして三五％の高額預金者の分離課税を二〇％に引き下げるといふ金持ち優遇税制になってしまっております。しかも、マル優廃止では五、六年たちまさんと恒久財源にはならないと、実効が上がりませんという姿もございまして。なぜそれなのにこのようなマル優廃止を今回やったのか、大変な疑問でございます。それで、私たちは限度管理を徹底すべきだと、あるいはグリーンカードを復活させればこのような不正利用は防げるし、またこのマル優制度というものが国民生活にやはり重要なものであるということ強く主張したわけでございます。

それで、初めに述べましたように、なぜ与野党国対委員長会談で売上税関連の法案は臨時国会に再提出しないと約束したのに政府があえてマル優廃止法案を提出したのか、大臣にまずその辺をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) その間の経緯につきましては、当委員会において私の観察いたしました限りのことをいろいろ御説明を申し上げたところでございますが、やはり所得税の改正を考えたときに、資産所得であるところの利子というものはかなり大きな部分が非課税となつておるということは政策目的を既に達成したと思われ、きょう必ずしも適当なことではない。ただ、しかし社会的に特別の配慮を必要とされる方々にはこの制度を新しいものとして残そう、こういうことを考え

まして政府の責任におきまして御提案を申し上げた。

もちろん、多田委員もよく御承知のとおり、御老人でありますとか、あるいは身体障害者でありますとか、母子家庭でありますとか、従来からこの制度がいわばございましてためにそれを一種のどう申しますか、前提として考えておられたかもしれない、しかも社会的に配慮を必要とされる方々のために新しい制度としては恒久的に残していこう、こういうことで御提案をいたした次第でございます。

○多田省吾君 これは私のなぜ与野党の国対委員長会談の合意を無視して政府がマル優廃止法案を出したのかという質問には全然答えておられないわけでございます、大変残念です。

初めに、私は、所得税減税の法案に對しまして二、三質問いたします。

まず、最低税率一〇・五％をそのままにしたこととでございます。当初案では昭和六十三年から最低税率は一〇％ということにしてありましたが、ですから、今回の所得税減税法案に對しまして多くの方々が最低税率は一〇％に引き下げられるのではないかと期待したわけでございますが、案に相違して一〇・五％はそのままになりました。したがって、五十万円以下の適用課税所得の方々は全然減税の恩恵にあずかっていないわけですが、それで、私は総務庁統計局の本年八月十八日の「勤労者世帯の家計」というものを見ましたところ、六月の時点で前年同月比が勤労者世帯では消費支出が名目、実質ともにマイナス一・三％、一般世帯の消費支出はプラス五・九％となつております。ですから、この調査を見ましても、やはり勤労者世帯の家計の厳しさは非常に大変だ、このように感ずるわけでございます。特に国民生活の実態を見ますと、勤労者世帯では前年同月比で一番ふえているのがやはり保健医療費のプラス一七・一％でございます。また、税とか社会保障費なども非消費支出でございますがプラス一・五％はあつたんです。こういった実態を見ますと、やは

り私は勤労者、特に低所得者の方々の所得税減税というものはどうしても必要だと、このように考えるわけでございます。もちろん、中堅サラリーマンの減税も大事でございますが、私は今までの答弁を聞いていて、最高税率の方は一〇％引き下げています。ですから、この前の参考人質疑の中におきましても、参考人の方々はどれも高額所得者は一〇％税率が下がったのと同じことをおっしゃって、金持ち減税ではないか、こういう意見を述べられました。私もそのように思います。

私はこの際、抜本改正でないならば利子とか配当とかそういった総合課税に至るまでは最高税率は据え置いてもいいのではないかと、このように思います。逆に、一〇・五％の課税をされている低所得者の方々は、やはり生活もこのように大変なんです。ですから、一〇・五％でも当初案にありましたような一〇％まで最低税率を引き下げる、これをベースにしてやはり所得税減税の十二段階の体系は考えるべきではなかったのか、このように私は思うわけですが、そうすればまた違った段階が出てくるだろう、このように思います。

私は述べただけ述べますけれども、きのうも話題になりましたが、東京都新財源構想研究会というものがございまして、昭和五十三年の一月に「東京都財政の緊急課題」というものを出しております。当時、高木国鉄元総裁が主税局長時代に、委員会におきましても所得税、総合課税あるいは法人税の問題でこういった資料をもとにして大分議論がございました。御存じであらうかと思

います。その際、この所得税におきましても、住民税との関連からどうも高額所得者ほど逆進性が高まっている、こういう議論がありました。というの、やはり総合課税ではないからです。所得税はなるほど高税率で取られている。しかし、利子とか配当とかみんなど分離課税ですから非常に低い、またそれが住民税にも全然はね返らないというふうなことで、一人一人の高額所得者の方々の税金というものを調べますと、所得税、住民税あわせてどうも逆進性がある、高額所得者ほど税率

が低くなる、こういう調査結果がここにござい

ます。ですから、私もその際、やっぱり総合課税は早くやるべきだということで随分主張したわけでございます。

そういったことを考えますと、主税局長がせっかく外国との例を引きながらいかに所得税が、日本は最高税率が高いかということをするお述べでございますけれども、外国はほとんど総合課税でございます。日本の場合にはそうじゃない。資産課税はほとんど分離課税です。ですから私は、最高税率の方はむしろ据え置いても、そして総合課税のときに考えればいい。むしろ、最低税率の一〇・五％、これは当初案のようにやはり一〇％に引き下げるべきではなかったか、このように思うわけでございます。いかがでございますでしょうか。

○政府委員(水野勝君) 確かに、先般百八国会に御提案した所得税の税率におきましては、六十二年度は一〇・五％でございますが、六十三年以降の降の案といたしましては一〇％に下げておつたところでございます。しかし、この案は百八国会におきまして廃案になったところでございます。しかし、我が国の最低税率一〇・五％と申しますのは、我が国の課税最低限、外国と比較するとまた委員からもいろいろおしかりを受けるかもしれませんが、一応課税最低限はかなり諸外国に比べますと高い。一方、課税最低限の上には始まりません。最低税率というものは諸外国に比べるとまた逆に低いわけでございます。そうした点から、昭和五十九年度の一兆円減税のときには、むしろこの課税最低限の高さから考えまして当時も人的控除を上げたところでございますので、最低税率はむしろ上げさせていただくというところで一〇・五％という

でございます。しかし、抜本改革におきましては、一五％の基本税率の下に一〇％の最低税率ということで、一応六十三年以降の案としては、御提案をしたところは御指摘のとおりでございます。このように、現在の課税最低限と最低税率との関連からいたしますと、今年度は一〇・五％は据え

置きをさせていただいたところでございます。

しかし、別途中堅サラリーマンの世帯の負担の軽減合理化ということのために配偶者特別控除の御提案をさせていただいているところでございませう。これによりまして低所得者でも夫婦二人の世帯におきましては、例えば三百万円の世帯でございまして七万八千円の御負担が四万八千円になる。約四割が軽減になるということで、下の方の所得階層ほど軽減割合は高い。このような負担軽減状況になっておりますので、この点につきましては御理解を賜りたいところでございます。

○多田省吾君 主税局長はすぐ配偶者特別控除というものを持ち出しますけれども、それは一部恩恵をこうむる方はいらっしゃいます。しかしながら、前から論議されておりますように、独身者とかあるいは共稼ぎの方々は全然その恩恵をこうむらない。ですからその方々は、大変たくさんの方が減税の恩恵をこうむらず、かえってマル優廃止等の舉率によって増税になっているという姿がございませう。

私たちは、ですから、一〇・五％をこの際一〇％まで最低税率が引き下げられるのではないかと期待した方々は大変がっかりなさっているわけがございまして、非常に残念でございませう。私は、あの当初案の昭和六十三年度からの六段階で、か、あのときはたしか一兆九千五百億円の減税だと思いましたが、今度は一兆五千四百億円で、その程度の減税をなさるならば、私は最初から最低税率も当初案のように一〇％まで引き下げるべきが本当である、このように思うわけでございませう。しかし、主税局長はそうじゃないとおっしゃる。大変それは我々残念でございませう。ですから、せっかくの所得税減税も金持ち減税ではないかと、こういう非難が絶えないでございませう。四月ごろの本委員会でも、私、金持ち優遇税制だと言った大きな声を上げたために、大蔵大臣も大変厳しい顔をなさったわけがございませうが、私は今もって現在も、売上税が廃案になったとはいっても、マル優廃止の問題といい、また所得税減税

の内容といたし、どうも金持ち減税である、こういう主張は変えられない、このように思っています。

もう一つの問題は、これもこの前の参考人質疑で言われた問題でございませうが、医療費控除の問題でございませう。主婦連の事務局長の清水鳩子さんという方が、最近高齢者の方々が非常に病気が多い。ところが、このための医療費控除、今まで五万円であったものが足切り額が十万円まで引き上げられた、これは大変残念なことだ、むしろこれは据え置くべきではないかという御意見がございませう。私も同じ意見でございませう。やはり医療費控除は、現行の五万円から十万円に二倍に足切り限度額を引き上げるといふことは、二倍に一律にやるといふことは非常に無謀過ぎると思ひます。しかも、かつて限度額が十万円であったものを、五十年で五万円と引き下げたわけがございませう。この国民生活への配慮を行ったわけがございませう。このような医療費控除といひますものは、やはり国民の一つの節税であり、また国民生活の防衛策でございませう。なぜこのように一律に二倍も引き上げたのか、まず理由をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(水野勝君) 御指摘のように、現在の五万円は昭和五十一年の改正におきまして決められたところとございませう。この医療費控除の制度の趣旨といたしましては、通常の医療費でございませうとか、教育費でございませうとか、そうしたものは一般的な人的控除、三十三万円ずつで、それが合計されて課税最低限になるわけでございませうが、そうしたもののうちで通常の支出は御配慮を申し上げる、しかし異常に長く入院されたとか、大きな手術をされたとかというところで特別の御負担を医療費でよまれた方につきましては、それは特別の医療費控除をもってその負担力の軽減を申しさるを申し上げる、こういう趣旨でございませう。

この五万円を決めさせていただきまして、昭和五十一年、このときにおおむね明らかにされておりました医療費の支出水準は、例えばその前々

年の四十八年でございまして三万七千円程度といふこととございませうが、現在は昭和六十一年の数字をとりまして平均が八万二千円といふことになつておるところでございませう。そういういたしますと、平均は八万円、医療費控除の足切りが五万円とございませうと、もう普通の家庭の医療費支出の水準といふよりは、むしろその半分ぐらいの水準で足切りがございませうとは、平均をかなり上回るに該当されるというところは、平均をかなり上回る水準での特別の支出に御配慮申し上げるといふ、この医療費控除の制度の趣旨にはそぐわないのではないかと。その結果といたしまして、例えば昭和五十年で当時では申告納税者で医療費控除を適用されておられる方は二十万人程度でございませうが、今は百十万人程度となつておられるところとございませう。五倍ぐらゐにふえておられる。これはやはりその医療費支出の水準の平均水準よりむしろ足切りが下回つたところからくるところではないかと思ひます。

また、十二年度にいたつたところとございませうので、三万七千円という平均的な支出水準を背景に五万円を決めまして、十四年度、現在八万二千円までまいつておりまして、そうしたバランスを考慮いたしまして四十万と、そうした数字を御提案させていただいておるところでございませう。

○多田省吾君 足切り額を五万円から十万円に引き上げたことでどの程度の増税になりますか。

○政府委員(水野勝君) これは制度の趣旨からそのように改めさせていただきたいといふことでございませうので、増税をお願いをしたわけではございませうが、これによりまして見込みをいたしましては百億程度の増税の増加になるのではないかと見込まれるところでございませう。

○多田省吾君 ですから、今まで病気をなさつて、そして医療費を払い、そしてせめて高額医療費に對しましては国民また庶民の方々が百億円の減税した還付金として戻ってきたと、こういう生活防衛と申しますか、また税に対する認識もそれによって大変強まったと思ひます。そういう姿

があつたのに、急に足切り額が倍にされて、そしてその恩恵をこうむることができなかつたという方がもう百万近くに及ぶという、そうして百億円の減税ができなくなるというところは、これは大変なことだと思ひます。政府は所得税減税と大変宣伝していらつしやいますけれども、こういった反面、裏の方では本当に国民が生活の防衛のため、また病氣療養で多額の医療費を払い苦しんでおられる、その方々がせめてその節税として期待している医療費控除に對しましてこのような無慈悲な舉に出るということは、私は大変残念であります。

○政府委員(日向隆君) 直近の年度で申し上げまして、還付申告のうち医療費控除を主たる原因とする還付申告の数は約百四十万件でございまして、ただいま委員御指摘のようになつて、医療費控除の足切り限度を五万円から十万円に引き上げたことに伴ひまして、そのうち約二割に相当する三十万件程度の申告が減るのではないかと、かように考えております。

○多田省吾君 よく答弁がわからないんですが、今までは百四十万件あつた、足切り額を二倍にした結果三十万件減少するといふことですか。

○政府委員(水野勝君) 大変失礼いたしました。私が先ほど申し上げたのは、申告納税者、これは七百四十万人ぐらゐが納税に義務づけられている方とございませう。その中で医療費控除を適用されておられる方が百八万人おられるといふのが六十年度の数字でございませう。

ただいま国税庁から申し上げた数字は、別途七百四十万人の申告者のほかに六百五十万人ぐらゐの還付申告をなさる方がおられる。その還付申告をなさる方の中で、医療費の控除の理由でもって

還付申告をされる方、これを推計いたしますと百四十万件ぐらゐるのではないかと、これは見込みでございます。この百四十万件について見ますと、この二割程度で三十万件ぐらゐる減少するのではないかと、そういうことでございます。

そのような割合で申し上げれば、先ほど申し上げた百四十万件あるいは百八万件、これは二十万件ぐらゐる減るのではないかと、そういう見込みでございます。

○多田省吾君　ますますわからなくなつたんですが、医療費控除に係る申告件数は昭和六十年で約百四十万件である、それが足切り額が十万円に引き上げられる結果二割、三十万件減つて恐らく百十万件になるであらう、こういうことですか。

○政府委員(水野勝君)　税務署に医療費控除でもってお見えになる方は、ほかのことで納税を追加納税される、あるいは事業所得者の方はまさにそれが納税行為になるわけですが、そういう納税申告をされる方と、専らサラリーマンの場合でございますが、還付申告でお見えになる方があるわけでございます。

そこで、その納税申告でお見えになる方の中で医療費控除を適用しておられる方が百四十万件ある。それから、還付申告でお見えになる方の中で医療費控除でもって還付にお見えになる方が百四十万件ある。そういったしますと、これは推計でございますが、合わせて二百五十万件の適用が行われているのではないかと、そのうち、大きい方の還付申告でお見えになる方の中で医療費控除でもってお見えになる方が百四十万件、これが二割程度減つて三十万件ぐらゐる減るのではないかと、

したがいまして、この同じ比率で納税申告の方で医療費控除の適用をされる方がやはり適用件数は二十万件ぐらゐる減るのではないかと。納税申告、還付申告合わせまして二百五十万件、その両方につきまして申し上げれば、還付申告と納税申告を含めまして五十万件ぐらゐる減るのではないかと、このような見込みでございます。

○多田省吾君　ですから、納税申告なさる方の中

にも当然医療費控除をなさる方はいらつしやるわけでございます。それを別に述べたわけになつたわけでございます。それから、まあ御丁寧な御答弁でございますが、医療費控除だけでいらつしやる申告件数は百四十万件、そして十万円に引き上げられると二割減ります、三十万件減りまして百十万件程度になる、こういうことですね。これは来年の二月の医療費控除は私はできると思ふんです。問題は、再来年の二月からはこれはできなくなる、具体的にはそうなりますね。

○政府委員(水野勝君)　そのとおりでございます。来年の三月は現在の水準で還付申告をいたしたく、六十三分につぎまして適用がございまして、六十四年三月のときの話となります。

○多田省吾君　ですから、医療費控除をなさる方は来年はとにかくできたと、ところが、この法案が参議院を通過することによりまして、もし通過いたしましたと来年度はできたけれども再来年度行つてみたらもうできなくなつた、なぜできなくなつたんだと、いや実は一昨年の参議院で法案が通過したことによつてできなくなつたんですよということになりまして、そんなことがあつたのかと、少なくとも三十万人の方々は大変憤慨なさる、このように思ふんです。そのことを考えますと、一体参議院の大蔵委員会での審議をやつていたんだと、国民の、庶民の本当に医療費控除という問題に關しまして、余り審議も行われずに通してしまつたのかと、このように言われることは私は必定だと思ひます。

そういう意味で、これは百億円のことでございまして、またこれが病氣にかかわる問題でございまして、本間に医療費控除を受けられるような方は生活も大変であり、また病氣による大変さもございまして、そういう方々、しかもこの前から相当医療費控除の申告もなれていらつしやるところでございまして、税に対する認識も強まつたところでございます。税に對する認識も強まつたところでございます。税に對する認識も強まつたところでございます。税に對する認識も強まつたところでございます。

既に八万二千円に医療費がなつてゐるんだから、いきなり五万円から十万円に引き上げるんだ

ということは私は非常に無慈悲である、無謀である、暴挙であると言わざるを得ないのです。

ですから、税額のことを考えますならば、これから総合課税とかあるいはキャピタルゲイン課税とかそういう不公平税制の是正に向かつてぐんぐんこれから進むわけでございますから、この際所得税減税をやつたこの機会におきましては、こういう医療費控除の足切り限度額を二倍にするというふうなことはおやめになつた方がいんじゃないかと、このように思ひますが、大臣再度お伺ひいたしますが、いかがでございますか。

○國務大臣(宮澤喜一君)　この点は先ほど政府委員も申し上げておりましたが、多田委員も御承知のとおり、一般的に所得税における基礎控除、人的控除等々で必要な経費というものは控除されてゐるという、そういう制度をとつておるわけでございますが、しかしその通例の経費を超えて非常に大きな経費がかかる、そういう場合にはそれに對して特段の措置を講じようというものが、例えば今御審議をいたしております医療費控除の問題であるわけでありまして、

そこで、したがつて普通の平均を超えるものはどのぐらゐであるかということ、家計支出等々あるいは物価水準の変化等によつて、あるいは医療の内容によつて異なつてまゐるものは、これはむしろ当然であらうと思ひますので、十年前に医療費の平均が大体四万円ぐらゐると言われまして、たときに五万円を設けいたしました。

〔委員長退席、理事大沢芳雄君着席〕
十年余りたつちまして八万円ぐらゐになつたということ、それを十万円にしたということは、それ以外に全くこの経費というものを考えていないのならばともかく、それは人的控除で考えておることでございますので、非常に還付申請が相当の数になつたということ、もうこれは行政上の問題でございまして、通常を超える経費というところで十年余りで改定をさせていただきたい。御理解をお願いいたします。

○多田省吾君　私は、この医療費控除にまでおいでになつた三十万人の方々が、この改正によつて医療費控除が全然受けられなくなるといふことに對しましては大変残念に思ひ、抵抗を感ずる次第でございます。

やはり私は、これから老人医療費というものがますます高くなつていく現状でございますし、また病氣で悩んでゐる方々が大変増加していらつしやる、そういうことを考えれば、これは今までどおり据え置くべきだと、このように思ふわけでございます。

また、もう一点お尋ねいたしますが、現在、医療費控除の対象になつてゐる中で、この医療費の範囲でございまして「医師又は歯科医師による診療又は治療」ということでございまして、この場合、例えば人間ドックの費用というものは、検査の結果、疾患が発見されたときに限つて控除対象になるわけでございます。しかしながら、やはり予防医学の観点から疾患の有無にかかわらず人間ドックの費用をやはり控除の対象にしてもよろしいんじゃないかと、このように思ひますが、これはいかがでございますか。

○政府委員(日向隆君)　医療費控除の対象となる医療費の範囲につきましては、今委員仰せのように、所得税法施行令第二百七条において定められております。「医師又は歯科医師による診療又は治療」の対価とされてゐるところでございまして、御指摘の一般に人間ドックに要する費用は、疾病等の診療または治療のためではなく、通常健康診断のために要する費用で、大勢の人がほぼ定期的に受けるというものであるところでございますので、これをすべて医療費控除の対象とすることは難しいことについては御理解を賜りたいと思ひます。

ただ、御指摘のこともございまして、健康診断しないし人間ドックに入つた結果、重大な疾病が発見され、引き続き治療を受けるといふ場合には、その健康診断ないしは御指摘の人間ドックに要した費用も含めて医療費控除の対象として取

り扱うこととしてまいりたい、かように考えております。

○多田省吾君 次に、土地税制で若干お伺いいたします。

今回も土地税制の改正が入っておりますけれども、昨日、同僚議員の質問にもございましたように、銀行の融資姿勢によってはやはり効果が出ないのではないかと心配がございます。今土地税制に關しましては、いわゆる土地臨調というものが総理の諮問で審議をされているようでございますけれども、私は建設大臣がおっしゃるよう

に、この五年間土地高騰に対して無策であった中曾根内閣の姿勢というものが大変問題だと思ひます。それで、ただ土地臨調に任せておくだけではなしに、やはり総理も大蔵大臣もあるいは国土庁長官等におかれまして、早急に土地税制は考え直すべきである。今回提案されたもの以上に、やはりしっかりと土地税制を確立すべきである、そして土地高騰を防ぎ、また庶民の土地は守るべきである、このように考えます。

私たちは、この夏におきまして、例えば大法人、大企業の所有する遊休土地、これが東京二十三区を初め、東京都にもかなりたくさんあります。私たちは、こういった大法人の所有する土地を再評価いたしまして再評価税を課すべきである、こういう考えを持っております。

この一年だけでも日本全体の土地評価益というものは大変なものになると思ひます。それとともに、株価におきましては一年間日本全体の株式評価利益増は百六十兆円に上る、このように言われております。ですから、土地並びに株式に対する再評価税をこの際発足させまして、そしてこの再評価税率はシャウブ勧告に基づく資産再評価を参考にいたしまして六〇程度にする、そして納税時期は十年間の分納にする、このようにしていただくならば、私は土地高騰を防ぎ、また遊休地を遊ばしておく、こういうことも防げるし、また、この前の十一日の参考人質疑におきまして和田八東教授がおっしゃってございましたけれども、やは

り土地保有税というものをつくって保有コストを高くして、そういった遊休地をなくすようにしなければならぬと意見を述べておられました。しかしながら、一定規模以下の個人住宅地等におきましては、やはり固定資産税は据え置かあるいは軽減する、こういう方向でこの都心から人口がどんどん流出するとうようなことは私は防がなければならぬと思ひます。こういった考えに對しまして大蔵大臣としてはどう思われますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 再評価税といったようなことになりまして、やはりこれは一種の資産課税でございまして、もしそれを超えて相当のものを課税するといいたしますと、負担能力があるか、つまり土地の譲渡をいたしません場合にどうしように土地の譲渡をいたしません場合にどうしような問題が出てまいります。それを防ぐかという税と税率もおのずから小さいものにならざるを得ない。ということであれば、それは固定資産税あるいは保有税とどこが違うかということになつてまいるのはないか、そういうような問題も考へておかないかと思ひます。

総じて、しかし今多田委員の言われました土地の問題は、いわゆる臨調が来月の十二日までには当面の対策というものを政府に答申をしてくれるというところになつておまして、概して申せば、税制というものは土地問題については一種の補助、補完的な役割を果たすものではないと思ひますけれども、しかし税制そのものもまたなかなか無視できない大きな影響をこの際持ちますので、そういう臨調の御意見もひとついただいた上で全般的な問題を考へなければならぬと思つております。

○多田省吾君 また、最近是有地あるいは元国鉄用地等の売却問題、地価抑制のためにはやはりこれは凍結する方がよろしいんじゃないかと、あるいは地方自治体に移譲すべきであるとか、あるいは対策が述べられておりますけれども、やはり私たちはこのような国有地あるいは元国鉄用

地等の競売というようなことはこれは絶対に慎むべきである、ますます土地高騰を助長するばかりである、このように思つてございまして。大蔵大臣でございまして、この国有地等にかかわる払い下げ問題に對しては今日のようにお考えでございましてか。

○国務大臣(宮澤喜一君) これも実はただいま申し上げたことに關連をいたしております。国有地そのものでございまして、そう売り払いの件数が多いわけではございません。ただ、国鉄ということになりますと、ただいま再建という問題がございまして、それとの關連でいずれをとるかという難しい問題を含んでございまして、この点は国鉄当局もいろいろにその辺は考へておられるように、これは私の所管ではございせんが承つております。これもやはり先ほど申しましたような臨調の意見が出ましたときに、あわせましてそういう問題も考へてまいらなければならぬのではなからうか。もししばらくの間でございまして、それを待ちたいと思つておるところでござい

○多田省吾君 やつぱり大蔵大臣も総理と同じように土地臨調の答申待ちという御答弁しかならないわけではございまして大変残念でございまして、私はやはり積極的にやれる面からとんとんやうていかれた方がよろしいんじゃないか、またそうしなければならぬ、このように思つてござい

次に、キャピタルゲイン課税につきましてお伺いいたします。もうこの委員会でも何回も論ぜられておりますので、私は具体的な問題だけを申し上げたいと思ひます。

現在の有価証券の譲渡益課税につきまして、少し条件を厳しくするだけでございまして、少しの変化はございせん。今までの継続的取引、年間五十回かつ二十万株以上をちょっと変えるというだけでございまして、私はもともととやほりこれは改正を口にする以上は厳しくした方がよろしいんじゃないか、拡大した方がよろしいんじゃないか、このように思つております。

やないか、このように思つております。

これから総合課税があるいはキャピタルゲイン課税ということを行つていく場合に、どうしても把握のためには納税者番号が必要であらう、このように言われております。与党の皆さんは、納税者番号制を導入しているアメリカでも把握率は低いのではないかと、一部のキャピタルゲインにしか課税されないのではないかと、こういうことをおっしゃる方もおられます。そしてまた、そういう納税者番号のなことをやりますと国民の反発を招くのではないかと、このような理由で反対なさる方もいるわけではございますが、私はやはりこの前のグリーンカード制を与党の方々が凍結、廃案になさった、大変残念に思ひます。あれがもし進んでい

るならば、やはりマル優のいわゆる不正問題とか、これも防げるであらうまいし、また今年早く進んでいたのでないか、このように思ひますと非常に残念でございまして、しかも、朝霞市にはセンターをつくりまして、何百億も金を使つてそれがむだに捨てられてゐる。非常に残念でござい

そういつたキャピタルゲイン課税あるいは総合課税化に對しまして、番号制あるいはグリーンカードの復活、こういった必要性を感じるわけではございますが、大蔵大臣はどのように考えられますか。

○政府委員(水野勝君) 私ども昭和五十年代に利子課税等々につきまして課税のあり方を検討いたしました際に、これは番号制度をもつてその管理を図るということを考へ、昭和五十五年の税制改正におきましてグリーンカード制度を御提案申し上げ法律化したいたしたところでござい

ます。これは国民総背番号といったものでもなく、納税者番号といったほどのところのものでもございまして、少額貯蓄非課税制度を利用される方がその利用者カードの交付を受けられる、それに番号が付けられるというところでございまして、その番号を非課税貯蓄だけでなく課税貯蓄

の利子の受け取り等の際にもそれをもって本人確認をさせていただくという、いわば利用者番号制度であったわけでございます。しかし、そのような番号制度でございまして、立法化されました昭和五十九年から実施ということでございまして、昭和五十八年度にはこの実施を三年間延期するというふうに御提案申し上げてお許しをいただきました。結局その三年目の昭和六十一年にどうするかということから、昭和六十年度改正でこの点につきましては税制調査会にお諮りし、結局現時点ではこれは撤回させていただくはかばかしいということで、国会に御提案をして撤回をさせていただいたところでございます。

やはりまだ利用者番号制度の程度のものでございまして、税制上そうした番号が付けられまして、それによりまして金融資産の動きが税務当局に管理、把握されるということにつきましては、やはり国民の皆さんの間には相当なまだいんなニ・アンスがあるわけでございまして、そうした結果としておとしに撤回をさせていただいたところでございまして、現時点におきましてもう一度これを組み直しまして何らかの番号制のものゝを制度化し御提案を申し上げるというには、なお社会の情勢もそこまではまだ熟してはいないのではないかと判断をせざるを得ないわけでござい

しかし、こうした制度は御指摘のようにアメリカにおきましては行われている。もちろんアメリカは税制上の番号として始まったわけではござい

○多田省吾君 私、やはり主税局長の御答弁は、番号制にいたしまして、その必要性は認め

でございまして、高資産者の方々を擁護するよう

○政府委員(水野勝君) アメリカにおきまして

○多田省吾君 今の主税局長の御答弁のように、

○多田省吾君 次、私はマル優廃止問題でお尋

○多田省吾君 次、私はマル優廃止問題でお尋

○多田省吾君 次、私はマル優廃止問題でお尋

○多田省吾君 次、私はマル優廃止問題でお尋

タルゲン自身それ自体につきましても四割課税とい

○多田省吾君 次、私はマル優廃止問題でお尋

○多田省吾君 次、私はマル優廃止問題でお尋

○多田省吾君 次、私はマル優廃止問題でお尋

○多田省吾君 次、私はマル優廃止問題でお尋

○多田省吾君 次、私はマル優廃止問題でお尋

○多田省吾君 次、私はマル優廃止問題でお尋

である、このように思うわけでございまして。大

○国務大臣(宮澤喜一君) 基本的にはいろいろな

○多田省吾君 次、私はマル優廃止問題でお尋

○多田省吾君 次、私はマル優廃止問題でお尋

○多田省吾君 次、私はマル優廃止問題でお尋

○多田省吾君 次、私はマル優廃止問題でお尋

○多田省吾君 次、私はマル優廃止問題でお尋

いらつじやる。そういったことを考えれば、私は対象者の方が三十数%になりました。二五%と比べてもそんなに倍になったわけでもありません。

そういう意味で、私はマル優廃止は絶対反対ではありますけれども、せめて六十五歳以上の方を非課税にするのと同時に、六十歳以上の方まで非課税にする方を増加された方がよろしいのじゃないか、このように思うわけですが、いかがでございますか。

○政府委員(水野勝重) お示しの年金等の支給年齢は、現時点では、六十歳とされている場合もございますが、あくまで基本的な原則といたしましては、本則といたしましては六十五歳とされておるようでございますので、これから発足をいたします制度といたしましては、そこは六十五歳の姿にそろえていただければと思うわけでございます。

それからまた、六十歳から六十四歳、六十五歳からさらに高齢者のその年齢区分で見ますと、やはり六十五歳までの年齢階層では、どちらかというと現役世代に近い。その収入の状況、資産の状況、消費支出の内容等は、六十五歳以上の世代よりは現役世代に近く、大方職を得て収入もおありというものが、もろもろの統計数値等から見ますと、うかがわれるところでございますので、これは六十五歳をもってお願いを申し上げます。これは六十五歳をもう一つお願いを申し上げます。御指摘の二五%、これが六十歳までになりますと、三八%ぐらいで、約四割に近いものになりますところでございますので、これは六十五歳が適当ではないかというところで御提案申し上げたところでございます。

○多田省吾君 このマル優廃止の理由として、いつも御答弁なさるのは、不正防止とか、あるいは国際的問題で貯金を奨励するのどうかと思うとか、あるいは財源にするのどうか、いろいろの理由を述べられておりますけれども、私は一つとして正当な理由がない、このように思うわけでございます。

不正防止にいたしましたとしても、ようやく一昨年から限度管理が講ぜられ、そしてこれがその緒に付いたという段階でもうすぐさまこういつた改定をしてしまふ。グリーンカード制は、せっかくつくったと思つたら、これも凍結、廃止だ。政府の考へ方は、もう本当に不正利用を防ごうというような姿勢じゃないのです。その他の理由でこれを廃止しようとしている。本当にこれは今までの経過を見ましても、非常に残念に思います。今までも数多く論ぜられましたので、これには余り時間をかけようとは思いませんけれども、私も大変ふんまんやう方ない思ひでございます。

不正防止ならば、これはやろうと思へばできるわけですが、それを高資産家が大変な不正利用をしているというやうなことを理由としてこれを廃止して、そして一般国民が、こんな標準家族で三千六百万円も利用している方なんかは非常に少ないわけですが、ほとんどないのです。それで、三百万円単位にわずかに利用しているこの少額貯蓄に、その利に二〇%もいきなり分離課税を一律にかけるというやうなやり方は大変な暴挙だと、このやうに思わざるを得ません。それによつてせっかくの所得税減税も吹っ飛んでしまふ方が、かなりの方がそうでございます。

また、国際的問題であるならば、今余り現象あるいは財テク等の問題がございますけれども、それは主に相当な高資産者の方々の問題でございまして、そういった方々を、どのように金余り現象をなくしていくかということこそ、私は大事であると思ひます。

そういったことをやれば私は、今まで論ぜられてまいりましたように、利子配当を含めて総合課税に早く持つていくしかならぬと思ひます。国民の大方の皆さんの少額貯蓄というものは、この日本の福祉制度あるいは年金制度がまだまだ完全状態じゃない、非常に未熟であり、そしてまた、いろいろな突発事故等に対してどうしても貯蓄する必要があるわけで、そして土地が高い、住宅が高いという現在においては、やはり何とか少

額貯蓄にその基盤を置いてやつていこうという姿しかとれないわけでございます。それを一律に分離課税をかぶせるということは、絶対これは納得のいかないことでございます。

〔理事大沢芳策君退席、委員長着席〕
また、財源といたしまして五、六年先にやつと効果が生じてくるというやうなものでございまして、これを所得税減税とセットにして出していく。大変な私は暴挙である、このやうに思わざるを得ません。

それから、もう一つあるのはやはり財形貯蓄でございます。もう何回も質疑されておりますが、我が国の財形貯蓄制度は国や事業所からの給付金がない、全くの自助努力によるものでございまして、非課税措置のみが制度促進の要諦です。これが課税されましますと、一般の財形貯蓄は単なる天引貯蓄にすぎなくなります。財形制度ではなくなるわけですが、ですから、財形貯蓄と言ふならば、一般財形貯蓄も年金、住宅と一緒に原則非課税にすべきであり、この中に繰り入れるべきである、このやうに思ひます。一方の住宅財形貯蓄を創設するから一方の一般財形貯蓄は廃止するというのは、全くあめとむちのやうなやり方で、納得できないところでございます。特に財形貯蓄は天引で行われておりますので、いわゆる不正、悪用の心配も要らないところでございまして。

初めに述べましたやうに、一般家庭に比べましてやはり勤労者家庭は、最近の家計調査を見ましても、生活防衛で大変苦しんでおられる。せめてこの一般財形貯蓄を私は残していただきたい。住宅や年金にも振りかえられたいと思ひますけれども、この異常な地価高騰時代に住宅貯蓄がどれだけ有効かわかりませんし、またいろいろの場合に、あらゆるサラリーマンの皆様にお聞きいたしますと、やはり住宅、年金だけでは利用価値が少くない。どうしても一般財形貯蓄は残していただきたい。どういふのが大方の御意向でございまして、もう一度大臣にお伺いいたしますけれども、一般財形も非課税に残すお考えがないのか、お答

えいただきたい。

○政府委員(水野勝重) やはり今回は一般的な貯蓄奨励といったことにつきまして税制上特別の配慮を申し上げるということとは、現在の社会経済情勢からして、いかがかと。貯蓄が重要であること、特にサラリーマンの方につきましては重要なものであるということとは否定するわけではございませんが、そのために一般的に税制上の措置を講ずるといふことはいかがかとということでございまして、その点はサラリーマンの方につきましては、それ以外の方々につきましても一般的な貯蓄、これは普通の利子課税をさしていただきたいというところでございまして。

ただ、御指摘のやうに住宅、年金の部分は、そこは非課税を継続させていただくということにいたしておるわけでございまして、また今回の制度改正におきましては、財形法と税法の方で一般財形は住宅財形、年金財形に移行する道を開いているところでございますので、住宅、年金、こうしたことに備える方というのはサラリーマンの方それぞれおありだと思ひますので、極力その方に移行をしていただき、引き続き御活用をお願いしたいと思います。

○多田省吾君 大変御答弁に対して不満でございますが、次に、もう一つの問題は五年後見直しの問題でございます。

昨日も和田議員からも質問がございました。必要に応じてとか、あるいは施行後五年後に見直す、余りにもまどろっこしい。世の中はもともととと速い変化をしているんだ、また、必要に応じてというのはいらない場合を想定しての文言ではないか、こういった意味の御質問もあつたわけでございまして、私もそのとおりだと思ひます。主税局長等からは、この二百八十七兆円の内容を申されまして、九十三兆円は定額貯金とかあるいは八十兆円は期日指定の長期の貯金だとかいろいろ理由を述べられてまして五年はどうしても必要なんだと、そして国民の預貯金の選択の中立性というやうなこともおっしゃいました。だから、五年

後が妥当だとおっしゃるわけでございますが、私は本当のお気持ちはそのようじゃないんじゃないか、こう思うのです。

それほど国民の預貯金に対して心配なされるならば、このマル優廃止だってやめるべきでありまして、原則二〇〇の一律課税なんというのは預貯金の中立性を踏みにじるものでございます。しかも、廃止にはなりまじりたけれども、もし売上税なんか創設されるならば、デパートとか流通業界がどれほど大変なコンピュータ化とかいろいろな機械で何百億円もみんな金がかかるんじゃないか、郵便局のそれを思つて五年はこゝまやらせらるべきだなんて、これは国民の預貯金の選択の中立性なんという言葉をばかり進んでしまつて、その実はそうじゃないんですよ。余りやりたくないという心が見え見えじゃありませんか。本当に総合課税をやるといふのであれば必要に応じてやるといふべきであります。私はそれはできると思ひます。もう一度御答弁いただきたい。

○政府委員(水野勝彦) やはり同じお答えになるうかと思つてございしますが、何分にも今お示しのように、現在非課税貯蓄の対象となつておりますものの大半のものは十年物の金融資産でございます。五年物、三年物、こうしたものが圧倒的な部分を占めておるわけでございします。こうした長い金融商品を相手に預金者がいろいろ選択をされる、そうした場合にその背景となる制度といたしましては、やはり五年程度のものがこれは安定したものであるといふことの前提でお選びになるということではないかと思ひますので、そうした観点からいたしますと、この安定性の面からいたしまして、五年というのはいさぎの年度の年限のような気がするわけでございします。また、お示しの金融機関や郵便局のコスト等ももちろんあるわけでございします。

こうした観点からいたしまして、私もこの規定の趣旨に沿ひまして対処するつもりでございします。

すけれども、やはり一定期間の安定的な見通しといたつたものはぜひお願いを申し上げたいと思つてございします。

○多田省吾君 五年後、本当に総合課税化するのならば、当然今からすぐにその準備を進めなければなりません。そして、もう来年でもそれができるといふ状況をつくつておかなければ、五年後は私ではできないと思ひます。もし五年後やるんだつたらならば私は三年後でもできると思ひます。五年後しかできないと主張なさるの、それは五年後もやらないといふことじゃありませんか。本当にやりたいのならば、やはり今すぐ総合課税に向かうべきであります。五年後を本当に固執するのは大変おかしいと思ひます。五年後やるならば早いほうがいい。三年後にやるべきじゃありませんか。ですから、やはり五年後を一つの何というか防壁にして、なるべくやるまいという姿勢があらわれている、私はこう言わざるを得ないのです。ですから、選択の中立性とかなんとかおっしゃいますけれども、今までとられた政府、特に大蔵省の実行なさつたことは何ですか。売上税を導入しようとなされたじゃありませんか。デパートや流通業界はどんなにコンピュータ化、あるいはいろいろなものに金がかかるかわかりませんよ。それだつてあえてやろうとしたじゃありませんか。グリーンカードだつて、与党がおやめになつたからと言ひますけれども、本当にそれ大蔵省が抵抗したのか。そんなことになつたら、おれは大蔵省やめるぞと、そういう方が一人もいなくなつたじゃありませんか。本当にそういう真剣な姿があつてこそ、初めて大蔵省じゃありませんか。与党のせいにして全部平気でやめてしまふ。グリーンカードを発足するときは朝霞市には百何十億円もするよう設備を調べて、しかもその果ては廃案でございします。そういう今までの姿を見ますと、どうもこれは信用できない。国民の預貯金の選択の中立性なんて、そういうことを国民にさす恩恵ぶつたお話をなさつて総合課税をおくらせようとしていふ以外には考えられません。

そういう意味で私たちは、必要に応じてとか、あるいは五年後見直しといふものを修正いたしまして、三年後見直しぐらいにはせめて法案修正なさつた方がいいんじゃないか、このように強く要望いたすわけでございします。大蔵大臣はいかがでございしますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) この部分は衆議院の修正になる部分でございますが、政府といたしましては、先ほどから申上げましたような事情によりまして、利子所得については分離課税でいくといふことをこの際の問題としては考えております。ただ、しばしば御議論がありますように、所得税そのものはやがてはすべての所得が総合されることを望ましいといふことはそのとおりであると思ひますので、そういう意味では、それが可能なような行政の執行体制の強化ということにやはり努めていきまして、現実それがなし得るような状況をつくつてまいることが先決だといふふうに考えておつたわけでございします。しかるところ、衆議院におきまして、本来総合課税が本来の姿であるのであれば、そういうこともやはりこの法案の中に、法律の中に述べておくべきではないかといふ御趣旨からこのような御修正をなさつたと伺つております。

五年と言われましたのは、承るところでは、やはり一度制度をつくりまして、それはその制度としてある程度は、朝令暮改でなく、一定の時間を経過してテストをやはりさせていたきたいといふことについての御理解があつて、五年というふうに修正されたといふふう聞いております。

○多田省吾君 総合課税化にこれから進むとおっしゃつておられますけれども、その方途をこの際明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(水野勝彦) この利子課税もそうでございます。たびたびこの委員会でも御議論、御指摘のございしますキャピタルゲインにつきましても同じ問題でございします。所得税法といたしましては、やはり本来は総合課税をもつて本則としたのがそのあるべき姿であるといふことは考え

ておるわけでございします。

ただ、利子にいたしますれば、何千万人の預金者、何十億口と申しますか、十億単位の口座数を持つ金融資産でございしますので、実質的に公平な執行のできる制度といたしまして、当面は一律分離課税を御提案を申し上げておるところでございします。この制度をお認めいただければ、これをもつて執行していただき、その間の執行の状況等を十分注視してまいらるつもりでございまして、その間また一方、機械化の方もいろいろと進展するものと思われまして、納税者の意識等もこれはいろいろ時代の変化に応じて変わつてくることも考えられるわけでございします。私もそうしたものを要素を、この制度発足後十分注視して総合課税の問題を考えてまいりたいと思つてわけでございします。

○多田省吾君 十一日の参考人質疑のときにある参考人の方から、マル優が廃止されますと、特に六十歳から六十四歳等の中高年の方々がそのよりどころを失つて、財テク等に走つて大きな被害を受けるんじゃないか、こういう心配もなされております。私もそのとおりだと思ひます。ですから、私たちはそういったマル優廃止には強く反対するわけであります。

最近、財テク失敗による企業や金融機関の巨額の損失が生じる事態が発生しておりますけれども、これらの現状と対策についてお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(藤田恒郎君) 最近の財テクブームに絡みまして、債券の先物取引で、ある企業が巨額の損失を受けたという事実が発覚いたしました。これが為替相場さらには債券相場、ひいては先物市場全体の必要性、そういったものについていろいろ悪影響を与えたという点は、私も非常に残念だと思つております。

この先物取引につきましては、もう申し上げるまでもないと思ひますけれども、一番重要なことは、投資家が先物取引についてのリスクというものを十分自覚する、その上で投資を行うというこ

とだと存じておりますが、その観点から私どもは、先物取引を仲介いたします証券会社に対しては、顧客に対して先物取引の内容その他をよく説明する。さらには、顧客の台帳、カードをつくりまして、その取引状況を把握する。さらには、過大な行き過ぎた勧誘行為に走らないように、常日ごろ指導をするということいろいろと配慮をしてきているところでございます。

ただ、今回発生したような事件を私どもも少なくとも現在まで調査したところによりますと、過去の取引経緯、そういったところから判断いたしました、相当大口の取引をやっておられる、いわば一般の投資家というよりも、かなり先物の何たるかをよく知りながらあえてやっておられるというふうなところではないかというふうに判断しております。むしろこれは当該企業のリスク管理体制というか、そちらの方の問題ではないかというふうな思っているわけでございます。

しかし、いずれにいたしましても、私どもも引き続き先物取引についてそのリスクの大きいところを配慮して、証券会社が慎重に対応してくれるように指導してまいりたいというふうに思っております。また今回の事件の調査を進めまして、何か我々がさらに一層やらなければいけないというふうなことがあるならば、そういったものも実施してまいりたいというふうに考えております。

○多田省吾君 次に、大蔵大臣にお尋ねしたいんですが、財政体質の強化のためにはどうしても赤字国債の早期脱却あるいは国債残高を早く減らさなければならぬ、このように思います。国債残高は百五十三兆円にも及ぶだろうと言われておりますけれども、これを減らすにはいろいろな方策があると思います。現在のように借換制度でどんどん先延ばししていくという姿では、もう国債費ばかりが大きくなりまして財政が大変困難になり、ひいては国民生活を苦境に陥れることになり

ます。

最近、財団法人の国民経済研究協会とか、鈴木日経連会長なんか、公社公団等公的機関の民営化とその株式の売却益の活用によって国債残高をぐんと減らしていった方がいんじゃないか、こういう考えを述べておられるようでございます。私なんかは住宅公団なんかはこんなことしたら大変だと反対でありますけれども、例えば道路公団、今回も千住新橋から川口まで高速道路が完結いたしました、熊本八代から青森県まで高速道路が完結したというふうなことでございますけれども、その一方、次の日から東京の首都高速道路の料金が高額から六億円になったということ、これはみんな激しく反対しているわけでございまして、道路公団というのは一体どうなっているんだと。もう大都會の方々は、これはただにしろでもいいんだと、ところが地方の方は、ブル制度だからこれは困ると、まあいろいろ御意見があらますけれども、道路公団あたりはともよくわからぬ、もっとこれは民営化して能率をよくした方がいんじゃないかという意見もそこから出てくるんじゃないかと思っております。

こういった国民経済研究協会等の御意見、いわゆる公社公団等の公的機関の民営化、そしてその株式の売却益を活用して、百五十二兆五千億円で、六十二年度末の国債残高を減らしていった方がいんじゃないかという御意見があらますけれども、大臣としては、この主張に前向きな姿勢をとられるのか、あるいは全く否定なさるのか、いかがでございますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま例として道路公団というものを仰せられたわけでございますけれども、特定の公団公社等につきましては、私十分存じません。検討いたしておりますので、一般論として申し上げるしかできないことでござい

ますけれども、一般論として申し上げて、公団公社あるいは特殊法人というものはそれなりの理由があつて、目的があつて設立されたはずであります。したがって、現実には今の段階において、その目的をもう既に完了しておるか、あるいは目的に実は沿わない、必ずしも適当な経営体ではないといったようなことがございましたら、それは

ただいまおっしゃいますように、民営というふうなことが考えられるであろう。それは日本電信電話公社においてさうでございますし、また政府が非常に株を持っております日本航空においてもさういふことが言えるわけでございまして、一般論としてすべてというわけにはもとよりまいたらない。要は、財政収入の立場からと申しますよりは、現に仕事をしております公団公社あるいは特殊法人が現実にはさういふ今の経営形態を必要とするものであるかどうか、さうであればもうそれでよろしいのであります。いや、むしろ民営の方がいいというのであるが、その検討が私は先であると思ひます。

その結果として民営がよろしい、そしてまた、民営にすることによって財政収入があるということになりまして、まことにそれは結構なことでございますけれども、収入を考えますより前に、まずその経営体があるか、その経営形態として適当であるかどうかという検討が先立つべきものと思ひます。

○多田省吾君 次に、法人税の問題で若干御質疑いたします。

昭和五十年代の初期、本委員会におきまして法人税の問題は激しく議論されたのでございまして、私は、ただ法人税を引き下げればよいというふうな考えは反対でございます。

先ほども申しましたが、その当時、東京都新財源構想研究会の専門委員会が第一次から第六次までの報告をいたしました。先ほど総合課税の問題で御質問したのは、第六次報告の中でござい

分に活用できる。この結果、諸外国にないような活用が加わりますので、実際の実質的な法人税率というものはかなり低くなりまして、百億円以上の企業でありますけれども、むしろ中小企業の軽減税率よりも低いような実際の税率になっているんだというふうな姿がはつきり数字によって示されたわけでございまして、大蔵省ではそれに対応するようにはつきりした数字が出せなかったというよりも、調査していませんということでございます。

しかし、その論議によって当時貸倒引当金とかあるいは退職給付引当金等が圧縮されまして、実際改正されたわけでございまして。そういった措置を十分にとつて比較してこそ諸外国との間の法人税率の問題が論議できるのでございまして、けれども、ただ単なる表面税率やあるいは実効税率だけを、すなわち国税、地方税を含めた実効税率だけを取り上げて諸外国の税率と比較するのは私はどうかと思ひます。

そういう意味で、我が国の租税特別措置法による特別措置、あるいは法人税の中に含まれる引当金等のやはり優遇措置というものが特に大企業の法人税率を低くしている姿があるんじゃないか。ところが、中小企業等はさういふいろいろな諸施策を十二分に活用できていません。ですから、実際には実質税率は高くなっているわけでござい

ます。そういった例を考えますと、法人税の問題もまたさらに準備金、引当金あるいは減価償却の問題等、日本に特有なこういう優遇措置はしっかりと見直して、その上で法人税率のやはり改正を考えていかなければならない、このように私は思ひます。当局はいかが考えておられますか。

○政府委員(水野勝彦君) 御指摘のように、昭和五十年代にいろいろ御指摘いただいたところでございます。当委員会でも多くの御議論、御検討を賜つたところでございます。

先ほどお示しのような価格変動準備金、これは五十年代におきまして順次縮減されて、現在

は廃止されておるところでございます。また、貸倒引当金につきましては、昭和四十年代は例えは金融機関でございますと千分の十五でございますが、漸次引き下げられて、現在は千分の三という、五分の一になっておるところでございます。その他もろもろ御指摘の特別償却準備金等は、昭和五十年代を通じてかなり毎年のように縮減に努力してまいりましたので、現在の租税特別措置におきまして、法人税と申しますか、企業関係でこれが講ぜられている措置としては四千萬円程度になっておるところでございます。税収に対する割合もかなり低くなつておるところでございます。昭和五十年代に当委員会を初めといたしまして、国会で種々御議論を賜り、その方向で処理をしてまいった結果でございます。

ただ、資本金の階級別に見ますと、どうしてもそれは中小法人と比べて、場合によつては低かったり同じぐらいであったりということもございますが、これは法人税率それ自体が留保利益と配当利益に對しまして一〇%の差をつけておる、これがどうしても大会社ほど配当性向が高い場合があるといふので、そういったと規模によつてはその税率水準が違つてあらわれるという現象はどうしてもこれは否定できないわけでございます。しかし、御指摘のような特別措置によりますところの水準への影響、これももちろん否定できないところでございます。それにつきましては、ただいま申し上げましたように、昭和五十年代を通じてかなり縮減をしてまいったところでございますが、六十二年度改正におきましても、先般三月にお認めいただきました租税特別措置法におきましては幾つかの整理合理化をさせていただいたところでございます。今後はなかなか縮減の対象というものはございませんが、御指摘によりまして常時見直しを続けてまいるつもりでございます。

○多田省吾君 時間もありませんので、最後に景気回復の問題で一回だけ伺ひいたします。

政府は八月の月例経済報告で景気は回復局面にあるという宣言をされました。これはどの程度の回復を見通されておられるのか。あるいはこれ以上の景気の悪化はないという判断なのかお答えいただけますか。

また、昨年度の決算剰余金もたくさんございましたが、今年度もやはり予定以上の、いわゆる財テク等によるものかどうかそれも含めて、税収が増加していると聞いておりますが、どの程度見込んでおられるのかあわせて伺ひしたいと思います。

○政府委員(角谷正彦君) 八月の月例経済報告によりまして、我が国の経済情勢につきまして輸出はこのところやや減少をみられておりますけれども、個人消費とか住宅投資を中心に内需は引き続き増加しており、景気はその足取りは緩やかであるものの回復局面にあるものと認められる、こういう御報告を申し上げておるわけでございます。

今申し上げたような実態は、実は在庫調整でございます。出荷ともこのところ増加を続けている、あるいは企業収益等も改善しているという状況が見受けられるわけでございます。最近のデータで申しますと九月の八日に発表されました日銀の短観におきましても、業況判断がよい悪いというところで見ると、景況判断がよい悪いというところが多いわけですが、かなり持ち直しを示しておりますし、先行きますますよくなるだろうと見通しておるところが多い。非製造業につきましても、製造業は引き続き好調を持続している。経常利益につきましても、製造業は上期、下期とも増益の見通しでございますし、非製造業も電力、ガス等は、電力料金値下げの問題もございまして、その他について見ますと上期、下期とも高水準の収益が期待できるといった状況でございます。

それから、私も大蔵省の方が四月六月の法人企業統計についてこれを九月十四日に発表いたしましたけれども、売上高は非製造業は引き続き

堅調でございますし、製造業も五期ぶりにプラスになっているといふふうなことから、全産業とも前年同期比でプラスになっている。経常利益につきましても、製造業も八期ぶりにこれはプラスになるといふふうなことから、全産業ベースでもかなり高い伸びを示している。

それから、昨日発表いたしました景気予備調査におきましても、これは大企業、中堅企業、それから中小企業あるいは製造業、非製造業を問わず全体としてかなり業況は好調であるといふふうなことが見通されておるわけでございます。いわば景気循環の在庫調整も終了し、これから在庫の積み増し局面に入ってくるというふうなこと、それから円高の効果もプラスの面が出てきているといふふうなこと、こういったことから景気は緩やかでございますが、製造業の一部におきまして、例えば輸出型産業関係とか、あるいは地域によりましてはばらつきがあることは事実でございます。全体として回復基調にあることは間違いない。それが財テク等による一時的なものではなくて、むしろ基調としてそういう方向にあるというふうに考えておる次第でございます。

税収につきましては、別途主税局長からお答えいただきたいと思います。

○政府委員(水野勝君) 六十二年度の税収といたしましては、まだ判明いたしておらずの七月末までの数字でございます。これは予算額に對しましては二一・四%入っております。これは前年同期が一八%でございますから三・四%よいわけでございます。

ただ、今年度におきましてはたばこ産業株式会社の納期が昨年は年に二回、ことしは年に四回というところで四分の一既に入っている、その点が特殊でございますので、その点を調整いたしますと二〇・八%入っております。しかし、二〇・八%にいたしましたけれども、前年同期の一八%を二ポイント上回っているわけでございますので、税収状況としては悪くはないと言えるかと思うわけ

でございます。これはそもそも六十一年度にかなりな年度内の増収が生じまして、その結果といたしまして、六十二年の度税収予算そのものは六十一年度決算額を下回るという逆の関係になっておるところからこうした姿になっているところでございます。ただ、昨年といたしましては年度当初は比較的伸びが低く、それが年度途中に下がってまいりましたが、後半に至りまして急速に伸びたということになってございます。したがって、今年度はその逆のところもあらわれるわけでございます。今後はどちらかというと伸び率としては少し鈍化していくということも考えなくてはならないわけでございます。

しかし、いづれにいたしましても、先ほど申し上げました二〇%の収入割合でございますので、これをもちまして全体どうこうと言うにはやや難しいわけでございます。去年は十月に補正予算を組みましたが、これは異例な早い時期でございましたので、この場合はむしろ極めて慎重に見積もったところから、結論としては結局二兆四千億円の増収額を生じた。やはり早い時期にいろいろ見通しをつけましたことはなかなかどうも結果としては難しい問題ではないかと考えるわけでございます。今年度もしたがいまして二割の段階ではちよつとまだ確定的なことを申し上げることはお許しをいただきたいと思うわけでございます。

○多田省吾君 私は最後に、所得税減税をますます立派に強めるとともに、また総合課税化を早めまして国民を苦しめるマル優廃止に強く反対いたしまして、またこれからの大蔵大臣等に修正を強く要求いたしまして質問を終わりたいと思ひます。

○近藤忠孝君 私は、昨日のこの大蔵委員会に欠席いたしました。また、きょうの午前中の審議にも参加できません。あしたもどうなるかわかりません。あしたの開かれなければよろしいんですが、これから理事会で協議すると思うんです。

が。私自身は最も熱心な大蔵委員の一員であらうと思つています。その私がこういう状況だと言ふこと自身が、私はこの会期末の大変異常な状況だと思ふんです。というのは、特別委員会の定例日にこういう常任委員会を入れたり、また逆にさうせよという審議をやつていけば、数だけこなせばよいというこういう態度がありあつたんですね。こういう状況で、これは審議は数だけやつたからそれで法案を通すという状況であつてはならないということを私は冒頭に申し上げておきます。

私自身の質問に入る前に、午前中の志苦議員の質問に対する大蔵省の答弁の中に事実と反する点があつたのでこれを明らかにしておきたいと思ひます。

これは十日の本委員会でも吉岡議員が七大商社の法人税について質問したのに対して、大蔵省が九大商社の法人税について答弁しようとして委員長から注意を受けた。その経過についてきょうの午前中の答弁では、事前に議員の了解を得ていたという趣旨の答弁がありました。これは事実と反するんです。事実の経過を申し上げますと、大蔵省の方が、七大商社の法人税は守秘義務で答弁できないから九社で答えると言つたわけですね。それに対して大蔵省がどう答へようと、七商社について質問するということであつて、事前了解というやうなことは絶対ありません。

つけ加えて申しますと、五月の当委員会でも七大商社について質問したんですが、それもやはり九社で答へているということがありますね。私はこういうねじ曲がつた答弁、これはいかぬと思うんです。この点について委員長から御注意いただきましょうか。これは答弁は要らぬですよ。

——じゃ答へてもらいましょ。

○政府委員(日向隆君) 午前中の私に対する質疑に関する問題でございまして、お許しを得て御説明申し上げたいと思ひます。

に、商社についての数字を答へてほしいということになつておりました。その下に議員が言つておられますところをいたしまして、主要商社九社についての数字でいいというふうなことが明文で書かれておりましたので、私はそれを見て答弁資料を作成したものでございまして、議員の御質問があつたときにその答弁資料でお答えをさせていたであつたわけでございます。したがういまして、後で委員長のお取り計らいによりましてお時間をいただきまして改めまして御答弁をさせていただきます。たまたま改めまして御答弁をさせていただきます。たまたま改めまして御答弁をさせていただきます。

○近藤忠孝君 そんな了解でございまして、後で委員長の御取り計らいによりましてお時間をいただきまして改めまして御答弁をさせていただきます。たまたま改めまして御答弁をさせていただきます。

前にして、そう言う、宮澤さんは不正利用の問題を言うんです。不正利用の問題はまた別の問題ですから、制度としてマル優廃止によつて減税になるのか増税になるのか。現に高額所得者ほど減税は減税が多い。これはもう事実ですから、それでもなおかつ今までの御主張は維持されましょか。

○近藤忠孝君 それは確かに預金額五百万と五千万とを比較しますと、四大家族の場合一口に言つて三千六百万まで非課税対象ですから、その比率が占めるところまでは確かに言うところなんです。ところが、ちょっと超えて一億になれば、先ほど申し上げたとおり、十二万円逆に今度廃止になれば減税になる。後、額がふえればふえるほど減税になる。これはもう厳然たる事実です。主税局長も答弁しているんですから。その主張は私は当たらないと思うので、ただその点はもういつまでやっても仕方ない。

問題は不公平感の問題です。不公平感について国民がどう思っているか。今のマル優制度が不公平だ、そのように思っている大臣はお考えかどうか。その点はどうか。

○近藤忠孝君 それは国民がとおっしゃいます。こういう制度になりますと、おのれの自分のことはわかつておりますけれども、高額所得者にはどういうまでの枠があるのかないのか。これは国民の皆さんが知っておられるでございまいしょうか。やはりこれは計数をばいいてみて、実際にどつちが得をしているかということに判断すべきじゃないかと思ひます。

問題は、不公平かどうかという問題です。だれが不公平だと理解するか。マル優不公平だというこという議論ですから、だからなくすと言ふんです。私にはやっぱ主権者である国民がマル優制度を不公平税制と考へているかどうかという問題ですが、この点について大臣はどう思ひますか。

○近藤忠孝君 この点、国民は賢明にもしっかりした判断を示しております。これは昨年八月の総理府が行つた利子課税についての世論調査であります。その結果はどうなつているか御存じですか。マル優制度を不公平と思ふかということに対して、どちらが多かつたか大臣御存じでしよか。

問題は、不公平かどうかという問題です。だれが不公平だと理解するか。マル優不公平だというこという議論ですから、だからなくすと言ふんです。私にはやっぱ主権者である国民がマル優制度を不公平税制と考へているかどうかという問題ですが、この点について大臣はどう思ひますか。

○近藤忠孝君 不公平と思ふのが四八・六%、不公平と思ふのが一七・七%、そのほかに、わからないとか一概に言えないなどありますが、しかしはっきりしたのは、不公平と思ふのが四八・六%です。ですから、わからないなんかは抜かせば過半数以上ですね。不公平と思ふのはわずかに一七・七%、この辺がやっぱ国民の、わからぬ

問題は、不公平かどうかという問題です。だれが不公平だと理解するか。マル優不公平だというこという議論ですから、だからなくすと言ふんです。私にはやっぱ主権者である国民がマル優制度を不公平税制と考へているかどうかという問題ですが、この点について大臣はどう思ひますか。

○近藤忠孝君 不公平と思ふのが四八・六%、不公平と思ふのが一七・七%、そのほかに、わからないとか一概に言えないなどありますが、しかしはっきりしたのは、不公平と思ふのが四八・六%です。ですから、わからないなんかは抜かせば過半数以上ですね。不公平と思ふのはわずかに一七・七%、この辺がやっぱ国民の、わからぬ

問題は、不公平かどうかという問題です。だれが不公平だと理解するか。マル優不公平だというこという議論ですから、だからなくすと言ふんです。私にはやっぱ主権者である国民がマル優制度を不公平税制と考へているかどうかという問題ですが、この点について大臣はどう思ひますか。

○近藤忠孝君 不公平と思ふのが四八・六%、不公平と思ふのが一七・七%、そのほかに、わからないとか一概に言えないなどありますが、しかしはっきりしたのは、不公平と思ふのが四八・六%です。ですから、わからないなんかは抜かせば過半数以上ですね。不公平と思ふのはわずかに一七・七%、この辺がやっぱ国民の、わからぬ

問題は、不公平かどうかという問題です。だれが不公平だと理解するか。マル優不公平だというこという議論ですから、だからなくすと言ふんです。私にはやっぱ主権者である国民がマル優制度を不公平税制と考へているかどうかという問題ですが、この点について大臣はどう思ひますか。

○近藤忠孝君 不公平と思ふのが四八・六%、不公平と思ふのが一七・七%、そのほかに、わからないとか一概に言えないなどありますが、しかしはっきりしたのは、不公平と思ふのが四八・六%です。ですから、わからないなんかは抜かせば過半数以上ですね。不公平と思ふのはわずかに一七・七%、この辺がやっぱ国民の、わからぬ

問題は、不公平かどうかという問題です。だれが不公平だと理解するか。マル優不公平だというこという議論ですから、だからなくすと言ふんです。私にはやっぱ主権者である国民がマル優制度を不公平税制と考へているかどうかという問題ですが、この点について大臣はどう思ひますか。

○近藤忠孝君 不公平と思ふのが四八・六%、不公平と思ふのが一七・七%、そのほかに、わからないとか一概に言えないなどありますが、しかしはっきりしたのは、不公平と思ふのが四八・六%です。ですから、わからないなんかは抜かせば過半数以上ですね。不公平と思ふのはわずかに一七・七%、この辺がやっぱ国民の、わからぬ

と大臣おっしゃるけれどもよくわかっておいて、これはやっぱり常識的な判断、決して今の制度を不公平と思っていないんです。

不公平だから正しくおっしゃるんですが、国民はそう思っていないことを、これは政府みずからの調査がしっかり示しておるんですね。そうすると、国民が不公平だと思っていないのに、ここで不公平だからと言ってしまう、要するにこれを押しつける、これが私は民主主義なのかどうか、これが宮澤さんの政治信条なのかどうか、そこまで含めて御答弁いただきたいと思うんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは世論調査を持ち出すまでもなく、これだけ大きな枠があれば高所得者ほどその枠を利用しやすい、利用できるのをごさいますから、そのことはもう間違いないでございませんですね。低所得者は枠があってもその枠を利用できないわけですから、それは低所得者も受益をいたしております、しかし枠をいっぱい利用できる人は受益の度合いが高いというところは、これは世論調査によりませんでも明々白々のことだと私は思っております。国民が世論調査にそう答えた理由が私にはつきりいたしません、御自分の立場から、これだけのところにかく減税を受けている、それをやめるといって、高所得者のことまで計算して返事をされる国民は大変に私は少ないんじゃないかと思っております。

○近藤忠孝君 今、大蔵大臣のお考えですと、高所得者ほどマル優による受益が多い、こういう御認識ですから、したがって高所得者ほどその論理から言えばマル優廃止に反対が私は多くなるんだと思うんですが、そうでしょ、そうなるでしよう。どうでしょうか。——今うなずかれたわけですね。答弁がないんです。

○委員長(村上正邦君) どなたが答弁なさいますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) ですから別に、高所得

得者はマル優廃止に賛成されておると私は申ししておりません。やっぱりそれは、そのこと自身は御自分だけの立場から言えなかった方がいいと。つまり、減税があった方がいい方がいいかと言え、だれでもそれはあった方がいいと言われるのは、私は当然のことだと思っております。

○近藤忠孝君 これは読売新聞の六十二年七月一日です、高収入ほど廃止論がふえるんですね。それによりまして、高収入の人ほど廃止論がふえるんですね。高収入の人ほど廃止論がふえる、これは大臣どうお考えになりますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それもそれだけではわかりませんが、マル優廃止ということが独立に今問われているのではないのでして、それを含めた税制改正が問われているわけですから、そのことだけで設問をしたのでは、それは私は正確でないと思っております。

○近藤忠孝君 これはいろんな設問の一つです。全体の設問についてはまた後で指摘しますが、要するにこれは利子への課税が三五%から二〇%へ下がることで高所得者に有利になるから廃止論がやっぱりふえる。実際、例えば年収四百万未満で廃止を望む人が一八%なのに、六百万以上の場合は二六%、これはずっと多くなっている傾向ですからね。高収入になるほど廃止論がふえる、こういうことなんですか。同じこの調査で、廃止に反対する理由として、高所得者が有利になるから、これが五三%と最も多いという事実が、また逆にこれを裏付けておるんですね。一つや二つの調査じゃなくて、幾つもの設問の結果こうなっているんですね。

となりまして、私、これが事実だし、先ほどの減税について宮澤さんの中曽根さんの減税の割合についても指摘したように、これはまさに事実なんです。そしてまた、これが私は健全な国民の常識だと思っております。ところが、今政府がやろうとしていることは、この事実を無視し、しかも国民世論は今言ったようなことですから、これに挑戦して、さらに公約違反も加わる。これが今やろ

うとしていることじゃないでしょうか。

○政府委員(水野勝君) やはり例えば先ほどお示しのように、五百万円と一千万円あるいは三千万円といった金融資産をお持ちの方について比べれば、この非課税貯蓄制度の見直しによりまして、貯蓄の多い方は御負担がふえるということ、これは事実としてあるわけですから、その点を含めてのそうした御意見なのか、世論調査なのか、その点につきましてはつまびらかでございませんで、数字としてはやはり五百万と三千万とを比べれば、三千万の方が負担はふえるということ、これは事実としてあるわけですから、

○近藤忠孝君 大臣、やっぱり事実としまして世論調査の結果は一致しておるんですね、高所得者ほどマル優廃止になって得をする。この状況については、これはどうお考えになりますか。そういう世論と事実にも、無視してもよろうとしていう。これはもう私は、一つの証拠と世論調査という二つの事実を大臣にお示しして聞いているんですね。そういう世論調査は間違いだとか事実が間違いだというなら、それはいいですよ。しかし、それに対しては今主税局長も認めておるんですね、それを前提にしてお答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほどお答えいたしましたとおりです。

○近藤忠孝君 先ほどのでは今示した事実を踏まえた答弁になっていないから、私は再度お聞きしたんですが、ちょっと委員長からもそのとおりだと答弁するように、委員長もそれと一緒で、ひとつよろしく願います。——答弁がないというところは反論できなかったということになりますね。

そこで今度は、今のは高所得者のはどうかという問題でしたが、今度はマル優廃止そのものに賛成か反対かという全体の調査があります。これは日経の六十二年五月四日、マル優は政府案どおりやれば二八%、それに対して廃止が六三%。読

売の先ほどの調査の二環として別の調査、同じ調査の中の一環ですが、マル優廃止を実現してはいはわず二〇・五%、廃止の必要はない、これは六四・三%、三倍以上です。それから、これは昨年の調査になりますが、東京新聞六十二年四月七日、マル優廃止に賛成二一・七%、反対七一・七%。朝日新聞の六十二年五月三十一日、現行制度存続七四%、廃止賛成九%。共同通信、これは昨年の十一月二十日ですが、廃止反対八〇・四%、廃止に賛成一三%という圧倒的な差があるんですね。このようにすべての世論調査がこういう結果を示すということは、私はマル優廃止反対が国民の意思だと思っております。しかも最近の調査でも、いろいろな経過がありましたから、廃止賛成に対して反対が三倍も上回っている。大臣、この事実をこれどうお考えになりますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それも先ほどお答えいたしましたんですが、これ自身も税負担がふえるわけですから、それについて反対が多いのは私は当たり前のことだと思っております。

○近藤忠孝君 先ほど指摘したとおり、資産がふえればふえるほど逆に税負担は軽くなるんですね、それが、そうでしょう。それをふえるなんて、それは大臣、事実をねじ曲げることですよ。それは主税局長の答弁でも利子所得がふえればふえるほど減税額が多くなってくるんですね。それに対して大臣の答弁は、負担がふえるんだから反対は当たり前だと、これは答弁になってないと思っております、委員長、いかがでしょうか。

○政府委員(水野勝君) 先ほど申し述べたのは、委員が十億円、百億円という数字をお挙げになつて、そうした方はもちろん負担は減るわけですが、しかし通常の世論調査あるいは納税者の方が考えられるのはやっぱり何百万であり、何千万である。そういうオーダーとして考えれば、やはり貯蓄の多い方が負担はふえる、それはそういうことを前提として申し上げているところをごさいます。百億円の貯蓄者といったものを頭に置いての御議論というのはなかなか難しいので

はないかと思うわけでございます。

○近藤忠孝君 それじゃ、何千万単位でいきましようや。何千万単位で申しますと、これは一人の場合ですけれども、中曽根さんが減税十六万かというのは、大体貯金が恐らく三千万ぐらいでしょかね。宮澤さんが五十数万というのの恐らく六、七千万ぐらいの預金がおありですよ。その利子を五％計算するとそういったことになる。となりまして、だから千万単位で見ればそれぐらいの人は結構あるんですよ。そちら側の方に結構私はおるんじゃないかと思うんですが、それは比較的ゆるゆる普通の資産家としていますよ。百億になりゃこれは何人もいないと思いますよ。それ、それでも最近百数十名いるというんですから。しかし、千万単位だつたら結構あるんですよ。それを別世界だなんて、それは通用しません。

じゃ逆に言わせていただきますと、総理大臣や大蔵大臣が減税になる、多くのそれ以下の主税局長といったようなクラスの人はこれは増税になる。私はそれが自民党政治かと、こう言わざるを得ませんね。そういうことになる。

○國務大臣(宮澤喜一君) 実はどういふことをおっしゃろうとしているのか私わかりかねてまことに申しわけないんですけれども、多分おっしゃっていることは、今まで三五％という源泉選取があった、そのことを言っているらしいやうなんでしょうか、それでしたら百億円とか十億円とかいう預金者について余りそれはないケースでございまして、それから、それも三五％適用したらどうもわからぬので、極端なことをおっしゃいますけれどもそれは、そういうこともあるかもしません、しかしそれは大数のことじゃないと思いますと申し上げるしかございません。

○近藤忠孝君 だからそれはさておき、数千万単位でやりましようというのを申し上げて、それは私が指摘したのは事実なんですから、これもやっぱ事実に対して的確にお答えになっておらないし、何度繰り返しても同じ答弁しかこないというところは極めて残念だということを申し上げてお

きます。私は、賛否相半ばという状態での国論二分という状況ですわね、だからそれについて現行制度をなくすることは軽々に手をつけるべきでないと思うんです。ところが反対意見が、廃止反対が圧倒的に多い。これはそれにもかかわらず、強引にやろうとすること自身やっぱ民主主義に反すると思うんです。これについてまた同じ答弁しかないことが予想されますので、時間がむだですから、あらかじめこれは答弁不能と判断して次に進みたいと思います。

今度はやはり貯金の中身の問題について入りたいと思うんです。最近、貯蓄率がずっと下落傾向にあると思えますが、そしてその状況はどうか。今後それはやはり可処分所得などの伸び悩み、あるいは高齢化社会などから考えて貯蓄率はますます下がる傾向にあるのではないかと。今後の予想も含めて御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(平澤貞昭君) 最近の貯蓄率を見てみますと、例え昭和五十四年以降でございまして、一八・一、一七・九というところで、最新時点の六十年は一六・〇ということになっております。したがって下がついてきているというところでございまして、ただ、現在の我が国の貯蓄率は、主要先進国の中では非常に高い水準で推移していることもまた事実でございまして、そういう意味では今後の動向を占めます場合に、やはり経済が成熟してまいりますと、徐々に国際的な水準に近づいていくという可能性もあるわけでございまして、ただ、この貯蓄率といふものは可処分所得で貯蓄を割ったわけでございまして、可処分所得が急速にふえますと貯蓄率が落ちることもあるわけでございます。ふえるからどう、減るからどうというよりもまた一義的には言えないという関係にあるわけでございまして、

○近藤忠孝君 その辺の議論はもう既にありましたので省略しますが、この貯蓄の中の性格から見まして裁量的貯蓄とそれから契約的貯蓄とあると

思ひますね。裁量的貯蓄というのはすぐ簡単に稼いだ貯蓄、傾向から見ますと、四十九年と六十年を比較してみますと、裁量的貯蓄は一八・三％から一一・四％にずっと減っている傾向、それに対して契約的貯蓄の方は六％から一一・一％、これはむしろふえている傾向ですね。要するに、裁量的貯蓄は低くなっておるけれども、契約的貯蓄はふえておる。

〔委員長退席、理事梶原清君着席〕
となりまして、裁量的貯蓄ならいろいろ金利の動向その他でささどこかへ行くことも可能ですが、契約的貯蓄はそういうわけにはいきませんね。例え借金の返済のためにためていくとなればそれは動かすわけにいきませんから、こういう状況のもとではこれは一律に二〇％課税という点はどうでしょうか。しかも比較的高所得者の方が裁量的貯蓄をたくさん持っていますよね。どうして低所得者はやっぱ契約的貯蓄の方が多くなると、この一律二〇％というのはそういう意味で低所得者の方に余計負担をかける、そういうことになりやしないか、この点でどうでしょうか。

○政府委員(平澤貞昭君) この契約的貯蓄と裁量的貯蓄という言葉は、国民生活白書に初めて使われたわけでございまして、今委員がおっしゃいましたように、その契約的貯蓄といふのは、生命保険とか住宅ローンとか、あるいは消費者ローンの返済等をいわゆる所得で割った率でございまして、これにつきましては、やはり欧米諸国の例を見ておきますと、経済がどんどん成熟してまいりますと、生命保険というものは非常にふえていくわけですから、アメリカなどの場合は非常に消費者ローンがふえてきておりますから、そういう意味でもこのローン返済もふえてくるというところで、この契約的貯蓄率は高まっていくというものが世界的な傾向であるわけでございまして、したがって、我が国におきましても、そういう中でこの契約的貯蓄率が高まり、他方、裁量

的貯蓄率は徐々にではあるが減少してくるということが起こっているということでございまして。

○近藤忠孝君 ですから、そういう状況の中で一律二〇％課税した場合に、やはり裁量的貯蓄はどうしたって高所得者の方が多いいんだから、そういう点では二〇％一律課税の影響が高所得者よりも低所得者あるいはやっぱ財政的に結構困難な人の方に及ぼさないかと、こういう私の質問ですが、その点はどうですか。

○政府委員(平澤貞昭君) 契約的貯蓄の方は、所得の多い少ないとどういふ関係があるかという点につきましては、分析は現在のところございませぬが、しかし先ほど御説明いたしましたように、高所得者が住宅をローンで建てるといふこともあるわけでございまして、そのような場合は必然的に契約的貯蓄率も高くなる。したがって、契約的貯蓄率が低所得者層において高くて、裁量的貯蓄率が高所得者層において高いということもまたこれ言えないわけでございまして、その意味では、後の論理につきましては私としてもこれと結びつけては御答弁できないということでございまして、

○近藤忠孝君 要するに、実態がわからないから答弁できないということだと思ふんですが、やはりこれはこれだけのことをやるんですから、その影響という意味で今私が指摘したような点もこれは十分調査をし、その影響をやっぱ考えておくべきだと思ふんですよ。そうでないと、国の税、財政全体として不公平なことがやっぱ起きてくるんだと思ひます。

この関係で、もう一つ別の角度から質問しますと、貯蓄現在高の所得間格差がやっぱ年々拡大してはいますね。それは今の全体の状況を見ればそれはわかることだと思ひます。それに、今回のマル優の廃止とかというのは、この資産格差拡大の傾向に一層輪をかけてくることになりはしないか。これはいろんな点から学者も指摘しています。これについての見解はどうでしょうか。

○政府委員(水野勝君) ただいまお話しのごさいましたまことに契約的貯蓄と任意の、裁量的貯蓄の

そしてそれにはどれくらいお金を追加したらできるのか、この点どうですか。

○政府委員(日向隆君) 非課税貯蓄申告書の名寄せは、貯蓄者が全国にわたり複数の店舗に提出している非課税貯蓄申告書の非課税限度額の合計額、これが三百万円を超えるかどうかを確認するためのものではないかと。このため、コンピュータを導入しなければ、私どもとても無理でございませう。

ただ、コンピュータを導入いたしますと、それについてどういう手順でやるかということになります。例えば住所、氏名及び不動産の文字でございませう。生年月日を名寄せのキーといたしまして、各金融機関の営業所に提出された非課税貯蓄申告書を名寄せいたしますれば、非課税限度額のチェックは技術的には可能であるというふうに考えられます。

ただ、つけ加えて申し上げさせていただきますと、これはもう委員が既に御質問の中で述べられたことかも知れませんが、これまで提出された非課税貯蓄申告書の枚数は膨大でございませう。六十一年三月末で約一億六千五百万枚に達しますが、今後も毎年相当数提出されるものと予想されております。これは約二十数百万枚、したがってこれを処理するには相当の事務量と経費を要するところとでございます。これは後でまた一つの仮定を置いた試算、計算例を申し上げます。

それから、なお申し上げておきたい点は、限度計算、限度額管理だけではなくして、このマル優の管理を適正にいたすためには、公的書類により本人確認を確実に遂行するという問題がございまして、これは依然として残っております問題でございます。また仮に金融機関の窓口におきましてこれを適正に行ったといたしましても、借名による不正利用の問題は依然として残るということについて御理解を賜りたいと思っております。

次に、予算の問題でございます。経費の問題でございますけれども、これはこのコンピュータ

システムを運用するためには貯蓄者の住所、氏名、生年月日、非課税限度額、金融機関等ADP処理をするための入力票の作成、限度超過となつて非課税貯蓄申告書の出力票の解明、金融機関に対する指導などの各種の事務、電算機のレンタル費用、朝霞センターは現在かなり大きなセンターでございませうけれども、しかしこれを実際に膨大な数の非課税貯蓄申告書を処理するものとしてやりますとやはり一定の増改築は必要かと思ひます。それに関する費用、入力に要する費用など各種の費用、これを考えますと、結論から申し上げますが、一定の仮定計算の結果ではございませうが、その総経費は約三百八十億円でございます。またこれはお尋ねにはございませうけれども、余計なことというおしかりを受けるかも知れませんが、これに要します総事務量は約四十九百九千というふうに一応の仮定を置いた上でございませうが、計算されております。

○近藤忠孝君 ところで計算されていればなぜ実施しないのか、こういう疑問が私には出てまいりますね。

大臣にこの後質問しますけれども、その前にもう一つお聞きしたいのは、よく納税者番号とか、国民総背番号制が出てきますね、それがなかりやでさないんです。コンピュータですから、内部の番号をつける、それは私はいいと思うんですが、つけなさいこれはコンピュータは入力できない、処理できないでしようからね。

(理事梶原清君退席、委員長着席)

我々はそう言われればそこまで反対しない、ただ制度化した納税者番号には反対ですけれども、こういう内部の番号で、そういう納税者番号なしに今言ったような処理、先ほどの予算でこれは可能なんではないかと。

○政府委員(日向隆君) 現時点で一定の前提を置いて私は申し上げておりますので、これからコンピュータシステム等がどう発達するかによりまして対応は違ってくると思ひますけれども、今申し上げましたように、例えば住所、氏名及び不

動の文字である生年月日を名寄せのキーとして、コンピュータによる名寄せは技術的に可能でございませう。

○近藤忠孝君 ことまでのお話、大臣お聞きになっていただきまして、三百八十億は決して少ない金じゃないけれども、これは毎年かかるわけじゃないですね、最初の増築とか一定の設備のために、そのあとは四千九百九千で、その人件費が中心だと思ひますね。その他一定のものがかるとしても、そんなに大きな金でないのに、しかも限度管理できる、そこまで大蔵省はやってきたんですからね、それをなぜ横に置いて今回これ廃止しちゃうのか。できないのなら仕方ないですよ、しかし、やればできるんです。しかも大した金でなし、それをなぜやりにならないでこういうことを、廃止の方へ向かったんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは今度のようにいたしましたけれども、やはり免税を受けられる方々の管理はいたさなければならぬわけでございます。そのためにソフトウェアを開発して今の施設を利用しようとしておるわけでございます。ですから、決してあの施設をもう使わないというわけではない。

○近藤忠孝君 だから、施設は使いますが、部分的に使うんですよ。しかし、全体で使えば全体が捕まえられる、限度管理可能と、現に現場ではそう言っていますし、今の国税庁次長の答弁でもこれを裏づける答弁がありましたね。それをなぜやらないのか。じゃ国税庁はできるけれども主税局はできない、こういうことになるんですか。

○政府委員(水野勝君) 今回の利子課税の御提案は、現行の非課税貯蓄制度を維持しつつ、その限度管理を適正にしようとする、不正利用をなくして適正なマル優制度を維持しようというところとは観点が違うわけでございます。前々から申し上げておりますように、そもそも個人貯蓄の七割を税制上の措置によりまして優遇を続けることがいのかどうか、十六兆円の利子所得を非課税扱いとして続けることがいのか、そうした基

本的な所得税のあり方として御提案を申し上げておるところでございます。

もちろん、不正利用の回避と防止ということもその観点にあるわけでございますが、それも一つの観点ではございませうが、こうした制度改正によりまして、自動的に不正の問題も対処できるというところを見込んで全体としての改正、改組をお願いをしたところとございませうので、限度管理ができるかできないかという観点とはちょっと観点が違うのではないかと申すわけでございませう。

○近藤忠孝君 あなたの今の答弁は、私の五月十一日の質問に対する答弁とは違ひますね。あのときあなたの答弁は、結局不正利用だつた。やはり納税者番号でもつけなさいそれは難しいんだと。宮澤さんも結局、先ほど申し上げたとおり、利子所得の多いほど減税も多いじゃないかというように今ことで、結局不正利用の問題に行つたんです。今不正利用の問題について、それは限度管理可能じゃないかと言つと、今度利子所得の性格云々と。それはまた反論は十分しますけれども、答弁が違つてゐる。ということは、要するにその理由も違つてゐるんじゃないでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) これはもう何度も申し上げてゐるんですけれども、この制度は不正利用があるからやめると私は申し上げてゐないんです。これは何度もお聞きのとおりで、一体こういう資産所得がなぜ免税にならなかならぬかということがあるのか、よく御存じでございます。申し上げることは、よく御存じでございます。

○近藤忠孝君 そんなことは最近言い出したんで、五月段階ではそんなこと全無言ひませんよ。言うんだつたらそのとき言つてもらえればよかったですね。それはまた反論は幾らでもします。しかし、それでは別の問題として、限度管理を強化してそこで不正利用をチェックした場合、税収がどれくらい上がるか、こういう計算はされていませうか。

○政府委員(日向隆君) この非課税貯蓄申告書の

○近藤忠孝君　これは随分少ないですね。別の計算をしてみますと、貯蓄動向調査によるマル優対象貯蓄一世帯の平均残高五百万円、で、五百万掛ける三千八百万世帯、これは百九十兆円ですね。一方、これは政府統計による非課税貯蓄は三百兆円。となりますと、この三百兆から百九十兆を引いた約百兆円が不正の疑いの強い貯蓄になると思っていますね。そしてこの不正チェックをして課税しますと、百兆の五%の利子として五兆円。これはもう限度枠を超えているものですから総合課税も

そこらから全く全部自動的に出てくればそういう計算になるということではないかと思ひますので、一兆七千五百億円といひ、千百七億円というのものなかなか大胆な計算ではないかと私どももお聞きしてゐて感ずるところでございます。

○近藤忠孝君　今大事なときだから大胆なひとつ発想で計算しないとこれはいかぬと思ひますね。そうですね、余り小さく小さく物を見ていつても間違ひだと思ひし、しかし私の計算の基礎としてはこういうものを基礎に計算をすべきだ。これは

でもいいですよ、一兆五千億円でもいいですよ。そういうことか、それとも一千百何十億円か。問題はやっぱりそういうところの違いだと思ひますよね。少なくとも私が指摘したいのは、今回のマル優廃止による増税分に大きく見れば限度枠管理によつて相当する増収見込みがあるんだということを指摘しておきたいと思ひます。

それから、今までは現在の不正利用を問題にしていたんですが、今度はマル優廃止になった場合に新たな不正の問題が起きてきやしないか。という

りたい。こう考えておられます。

○近藤忠孝君 少なくとも今まで限度枠管理その他のことがあって、そう自在に預金を動かしたり架空名義にしにくかった、これが現状ですね。それに対して、少なくともその面で見ると、架空名義にするその面ではチェックがなくなるんですから、ほかの面で税務調査とおっしゃいますが、税務調査なんというのはいずれの人にやるんじゃないで、それは今の陣容から見ただけでそんな多い数じゃないですよ。しかもある程度選んでいる。

となりまして、私はその税務調査で、もともと結構自由にできるようにしたものを、そんなに簡単に税務調査でチェックはむしる難い。

〔理事大沢芳栄君退席、委員長着席〕
出てくるかもしれない。くるかもしれないけれども、しかし少なくともそういうお金を持っている人に架空名義その他に誘惑を与えちゃうんだから。それをいかに後の税務調査でしっかりやろうと思つたて、もともとそういう底の抜けたバケツみたいになつてしまえば、それは自由目じやないでしようか。

大臣、そこで質問は、となりますと、今度は少なくとも相続税が大変取りづらくなるのではないかと。不動産は、ちょっとこれはもちろん脱税は難しいんですが、架空名義にしてしまえば、あるいはあらかじめ分散をしまえば、二〇％払つてゐるというだけで相続税は極めて徴収が困難になつてくると思う。この点はどうでしょうか。

○政府委員（水野勝君） 確かにたまたま国税庁から申し述べましたように、今普通の課税貯蓄となつてゐる部分につきましてお願いをしております。支払い調書は要らないわけでございますが、現在非課税貯蓄となつてゐるもの、それから源泉選択となつてゐるものについては、これは支払い調書はないわけでございます。そうしたむしろ現在非課税貯蓄を利用されてゐる方が、いろいろ無理して仮名とか借名とかをしておられる。今後はそういうことがむしろなくなるわけでございます。また課税貯蓄につきましても、支払い調書を懸念していろいろ名前を使つてゐるかもしれない。そうしたことはすべて今後は要らなくなる。預金者としては御心配はないとすれば、むしろ今後預金としては普通真正の名義でされる方のケースの方がふえるという場合も考えられるわけでございます。今度の改正によりまして、所得税、法人税、相続税等につきまして、大きく困難さが変わるということは私も考えてはいないところでございます。

従来とも、相続税につきましては、特段支払い

調書だけを頼りにしてまいつておるわけではございませんで、そもそも相続税の課税対象になる方は百人で五、六人でございまして、おのずと資料等は常日ごろ収集されてゐるところでございまして、今後ともそこは適正な調査の努力は続けられると思つてゐるので、これによつて相続税が抜け放しというところは考えなくてもいいのではないかと思つてゐるわけでございます。

○近藤忠孝君 全部抜けちゃつたらそれこそ大変なんですね。しかし、私が指摘したとおり、今の調査の現状では、またそんなにたくさん税務署員を採用するわけにいきませんから、私は、ビクアッパしていつてゐる、こういう状況では極めて困難だということを指摘しておきます。

時間もとわずでございますので、最後に一つだけ質問しておきます。

総収入金額報告書です。これは前回の記載義務化の中で法定されたものですが、要するに前回は収入が五千万を超えた場合には、経費その他はもつと多くて所得はゼロでもこの報告書を出さなきゃいかぬ、今度それを三千万にします。これは結局所得がないんだから納税義務がない者に義務を課す。私は、義務のない者に義務を課するというようなことで、大変な抵抗を覚えるんです。しかし、それをさらに今度金額を下げようとなつて、対象範囲が随分ふえるのではないかと。そして総収入金額三千万、しかも実際は赤字となりまして、むしろこの対象は、その辺にたくさんある中小零細業者など、その辺にこの提出義務が行つて、これが過大な負担になりはしないか。そういう意味では、これを五千万を三千万にする理由。その前に、今まで報告書提出者はどの程度あったのか。これが三千万になることによつてどの範囲でふえていくのか。これらについて御答弁をいただきたいと思つてゐます。

○政府委員（日向隆君） 前段については私からお答えさせていただきます。

その前に、先ほど資料情報システムに関する費用を、私記憶で三十五、六億円と申し上げました

が、今正確な数字が届きまして、四十六億円でございます。その訂正をさせていただきます。お尋ねの総収入金額報告書でございますが、制度が決定しまして最初の年でございまして五十九年分が四十件、六十年分が十五件、六十一年分が九件でございます。

○政府委員（水野勝君） この制度は、納税環境整備の施策の一環として、昭和五十九年に導入をさせていたものでございまして。納税申告の義務がありながらそれが怠られてゐる場合を回避するために、収入金額でも五千万円以上あれば、とにかく税務署に紙を出していただきたいというところでございまして、その中から税務署という調査には、申告義務のありそうな方を選定したのでございまして。

しかしながら、現在の税務申告の実態を見ますと、実際に納税額がない場合におきましても、連年申告書を出しつたにいたつてゐるというケースが非常に多いわけでございます。そういうことと全く別にこの総収入金額報告書だけの問題としてお出しになつてゐる方というのとは別な割合少のうございまして。それは国税庁から今申し述べたような数字でございまして。

したがいまして、今回この三千万に下げた場合におきましても、その三千万と五千万の間の方で、有税申告は別といたしまして、赤字の場合でもかなり申告書を出しになつてゐる方が多いわけでございます。これによつて総収入金額報告書の数が格段にふえるというところまでは考えられないわけでございますが、またそうあつてはいけないわけでございます。これによつて特にふえるという考えも、見込みを立ててゐるわけではございません。したがいまして、どの程度増加するかにつきまして申し述べるとどの程度は持つていないところでございまして。

○近藤忠孝君 終わります。

○栗林卓司君 私は、所得税法の一部を改正する法律案について二、三お尋ねをいたしたいと思つ

ます。

今回の御提案の改正案ですけれども、端的に申し上げますと、どうも半煮えでありまして、一体これからどうしていかうとしてゐるのかよくわかりかねる点があるのですから、これからの税制改革についてまず二、三お尋ねをいたしたいと思つてゐます。前回は時間がないものですから飛び飛びになりましたけれども、一つ一つ伺ひます。

まず所得税の累進税率構造ですけれども、恐らく政府税調報告のタイプⅡを踏まえた一〇八国会に御提出になつた所得税の税率表、あれを基本にしながらこれから税制改革作業が一応進んでいくんだらうと思つてゐますが、それでそう理解してよろしいのかということ。

そうまいりますと、実は財源が相当足りなくなつてゐます。そこで、では間接税の新設、増徴するのにかといふことになるんですが、実はこれは案件外問題でありまして、この間接税については政府税調の抜本答申がいささか無責任でありまして、製造者売上税もしくは事業者間免税の売上税あるいは日本の付加価値税といふことを並べただけでどれを選ぶかは幅広く意見を聞いて決めるやというようなことでありまして、ちよつとこの辺がやや無責任でありまして、これを自民党税調が粗っぽく受けて売上税としたのがあの混乱の私は始まりだつたと思ふんです。そこで、ではこの次の税制改正を進めるに当たつて間接税の具体的な姿といふのは一体どうやって求めることになるんですか。私は、もしかするとこれは政府税調に改めてお願いし直してこの部分で議論していかないと、とてもこれでいきますというのはいないんじゃないか、こんな気がするのですから、この辺はどうやって煮詰めておいでになりますか。どちらからでも結構であります。

○国務大臣（宮澤喜一君） 将来の所得税の姿としましては、今栗林委員が言われましたように、やはり中堅サラリーマンのところの累進構造を緩やかに寝せた格好にできるだけフラットにいたしまして、そして全体としても税率の刻みをうんと少

なくして簡素化をいたしたいということをやはり考えております。それから、法人税につきましても国際的に非常に高うございますので、これも国際化しなければならぬというところはやはり考えておるわけでございますが、そこで今お尋ねのように、しかしそのための恒久財源をどうするかというところで、せんだっての通常国会における国会の御批判というものを私も非常に厳しく考えておりますので、したがって次に次の恒久財源をどうするかというところで、ただいま率直に申し上げてどういう時期にどういうことを申し上げるだけの準備ができておりません。

事をさらに複雑にしておりますのは、これは他の院のことなので申し上げにくいのでございますけれども、御承知のように衆議院に税制改革協議会というものができておりまして、ここで十二回の協議が既に行われ、やがて再開をするかどうかということも御議論中なのですが、将来の減税については恒久財源を必要とするということを事実上合意をしておられる。それについて恐らく今後検討を進めていかれようという姿勢でございますので、これは共産党は入っておられませんが、この点、これは私的な場合の場とは考えにくいものでございまして、事実上共産党以外の各党の御意向が反映される協議会と考へざるを得ませんので、したがって、その協議会がどういう御意向を示されるかということも政府としては十分に慎重に見守ってまいらなければならないというふうな問題が御承知のようにございまして、両方あわせていただいま確たることを申し上げ得ないというのが率直なところでございます。

○栗林卓司君 やや意見を交えて申し上げますと、実はマル優問題についてこれが税制改革の一里塚であり、これが通ればドアを半分あけたことになるなど新聞に出ておるんですが、なぜそういったことを中曽根さんは言うのかと考えております。ずっとこの大蔵委員会の議論を聞いておりながら、あるいは政府税調の技本答申を何度となく読みながら、なるほどこんなことだったの

かなという気がするものですから申し上げてみたんです。

〔委員長退席、理事大浜方榮君着席〕

要するに、これからの税構造の考え方としては、給与所得税それから利子所得、資産性所得ですが、あとはこのほかのキャピタルゲインを含めた資産性所得と消費と、こうしたものの上に税構造を組み立てられないだろうか、むしろそれが最も近代的な公平で公正な税の構造なんだという思い込みが私にはある気がするんですね。ところが、こうしたものが公平で公正な税構造だということは全くコンセンサスはできておりませんし、しかも利子所得、給与所得あるいは資産性所得、消費と、こういった上にそれぞれに担税力を見つけて税の徴収構造をつくるというのはこれはやや分類所得税の発想でありまして、したがってシャウプ以来の包括所得税とは実になじまない発想であって、果たしてその方向でいくのかいかなのかは、まずそれ自身をとってみても国民の方々を交えた大議論をきちっとしていかないとけないんじゃないか。そんな気が深くするものですから、例の一律分離課税にしてもそうなんです。とにかく利子所得についてはもうそこで取っ替えと、一番案でいいし、これは公正だし簡素だしと、そういうことについては御議論があるんでしようが、果たしてそれでいけるかどうかは相当慎重な議論をしてみなければいけない部分であるまいか、私はこう思っております。この点についてよろしければ後ほど御意見を賜りたいと思っております。

私が申し上げたいのは、そこでこのマル優なんですけれども、なるほど給与所得あるいは消費、資産性所得と見てまいりますと、利子所得について少額貯蓄は非課税だというのはいかにもこれはバランスを失っているというのの一つのお立場だろうと思えます。そうはいないながら、実は今度特別に配慮をされました六十五歳以上の老人の方々につきましては、それはかつてのように資本の蓄積という政策目的を今振り回す必要性は毛頭ある

とは思いませんけれども、しかしそれはそれで社会政策として特段の配慮をしていくべきではないかとおっしゃられました。そして六十五歳以上の老人の方々に対しては少額貯蓄に対して利子非課税、すなわちマル優を温存するという形で今回は特別措置を講じることで修正をなさったわけでありました。

そこで、なぜ六十五歳からなんだろうかという議論を蒸し返して申し上げたいんですが、まず六十五歳というのはお年寄りを見ていく政府のおおむねの一つの区切りになっているということと、つき局長が言われましたので申し上げてみますと、高年齢者、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法による労働省令の定義は五十五歳であります。厚生年金の老齢年金の支給開始は六十歳であります。老人クラブの入会資格は六十歳からであります。国民年金の支給開始、これはおっしゃるように六十五歳からであります。これはなぜそうなったかといいますと、実は基礎年金導入のための厚生年金のいわば制度大改革の結果としてそうなったのでありまして、その結果何が生まれたかといいますと、特別支給の老齢厚生年金が六十歳からの支給になって現在も支給されております。一方、老人保健法による医療の対象としては七十歳からであります。老齢福祉年金の受給資格はこれも七十歳からであります。所得税の老人扶養控除の対象はこれも七十歳からであります。したがって、たまたま厚生年金の支給が六十歳からだということをとらえて六十五で区切るんだというのはいささか乱暴な御議論ではございませんか。

そこで、ここで申し上げたいのは、いや六十からの方々というのは言うなれば現役と一緒でありまして、それは六十五歳以上の方々と同一に論ずるわけにはまいりませんと、先ほど同僚議員の質問に局長はお答えになりました。ところが、なぜ現役と一緒なんですか。そんなことあるわけないではありませんか。では、完全失業率で申し上げます。六十から六十四歳四・九、五十五歳三・

三、四十から五十四、一・九、二十五から三十九、二・六、それはなるほど若くなるに従ってやや完全失業率はよくなるようになっておりますけれども、問題の六十から六十四歳は四・九%ですよ。有効求人倍率を見ても同じ傾向であります。したがって、六十から六十五歳、六十五以上というのはもう自分で稼出す力を失った、職場をリタイアした人たちだという意味でははっきりしているではありませんか。

そうやって見ると、六十五歳以上の御老人に対してマル優を温存したと同じ意味で、六十歳以上の御老人に対してマル優をきちんと残すのが制度の公平というものではありませんか。その意味で老人の方々に対する特別措置を六十五歳以上とされたこの修正案のやり方というのは間違いなく誤りであります。これは制度の公平な運用のためにぜひ是正をするべきだと私は思いますが、御見解はいかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一) ただいま栗林委員も幾つかの例を言われましたが、例えば老人保健、老人医療でありますとか、あるいは国民年金でありますとか、農業者年金でありますとか、七十歳あるいは六十五歳というのは、政府がやはり老人問題を考える上での一つの線を引いておる例がたくさんございます。それで、しかも国民の寿命はまだ年々とも延びておるといふこともござい

ます。確かに、六十歳以下と六十歳以上とでは稼得状況はそれは違っております。それは容易にわかることでございまして、それは容易にわかっていただきたいと思いますけれども、しかし、そこに決定的な何かはつきり線を引く要素があるかというところになります。私は必ずしもそうではないだろう。身体障害者あるいは母子家庭等々と同じような意味で社会的配慮を必要とする年齢の境目がどこかというところはしよせん相対的なこととてございまして、これであってそれ以外は間違いだというふうなことは私は言うつもりもございせん。それはやはり結局政策判断の問題であらうと思っております。

政府は、六十五歳をもってその境とすることが適当なのではないかと申しますのは、その他の施策においてしばしば六十五歳を老人問題のいわば境界線として考えておることから、そういうふうな考へております。

○栗林卓司君 私は、時間がもったいないですから個々に読み上げておりませんけれども、一、二、三、四、五、六、その一つは老人家庭奉仕員派遣の対象、いろいろあるんですね、これは六十歳であります。おっしゃる通りに、何歳と決めることは非常に難しい、この御判断は私も同感なんです。

ところで、今回はマル優の廃止に伴って六十五歳に至るこの一団の人たちに特別の処置を講じようというのをなさったわけですから、そのときには六十歳以上、もうほとんど自分で稼ぎ出す力を社会的に見て失っていると言わざるを得ません。しかも労働省系の調査でも六十五歳で千五百万円の貯金がないともう公的年金だけでは希望の生活が送れない。ぜいたくな暮らしをしようというんじやありませんよ。そういう中で、そこに至るまでのいわば金融資産の形成について特段の配慮をしようというわけですから、六十五歳以上でなくて六十歳以上の老人をすべて対象にするのが一番正しい処置ではありますまいか。

そこで、私がこう申し上げながら加えて申し上げますのは、こうしますと実はマル優の二五%ぐらいをカバーすることになっちゃって、マル優廃止の意味がなくなっちゃう、それは困るんだというお話もあるようであります。そうであったとしても、今回マル優を廃止しての利子所得に対して課税をするという基本線は貫けるのはありませんか。しかもその基本線だけで将来の税構造をお決めになるわけではないわけでありまして、このところは余りそれはこだわらなければいいのではありますまいか。くどくは申し上げませんが、いかがですか。

○政府委員(水野勝君) やはり労働省の高齢者就業実態調査報告等を見ますと、確かにそこで差があるというところではございません。ふだん主に仕事をしているというのが五十歳ですと九五%、六十歳から六十四歳ですと八八%、六十五歳から六十九歳になると八一%、五歳刻みで七%ずつぐらゐが低下しているということでございますので、六十ではっきり切れるか、六十五ではっきり切れるかというのは、まさにそこは政策的な割り切りの点ではございます。したがって、そういう場合におきましては他の整合性、税制上の措置としては六十五なり七十を使わしていただいているということと割り切らしていただければいいか、かというところでございます。

確かに、六十歳の方、恐らく退職金の支給を受ける方が多いからであろうかと思ひます。年取は六十歳代前半になりますと、その前の八割ぐらゐになります。年取に対する資産の割合は五十歳代の一・六倍から二・六倍ぐらゐで上がる、恐らく退職金であろうかと思ひます。その退職金につきましては一定の年数に従ひまして退職金の所得控除をいたしておりますので、三十年ぐらゐでございまして一千万ぐらゐまでは退職金それ自体も非課税になるように配慮していただいているところでございまして、そうしたのもろもろの配慮の上で何とか六十歳代前半におきましてはどこの切か確かに流動的な面はございまして、税制上の措置としては六十五でお願ひを申し上げていこうとでございます。

○栗林卓司君 今の所得税一部改正法案の中身を見ると、こういう言い方は失礼かもしれませんが、十分に煮詰まり切っていない御提案が各所に拝見されるように思ふんです。したがって、これからはもちろん可及的速やかではありますけれども、多少長い時間をかけてきちっとした改訂作業を進めていくというのが今の所得税一部改正法案について判断すべき状況だろうと思ふんです。例えば配偶者特別控除にしても、いやあれでいいのか、二分二乗を採用した方がいいのか、それとも二分N乗でいいのか、どうするのか、これもいろいろ議論してみなきゃいかぬでしょう。実額

控除にしてもまだこれからです。そういつた議論をしていく中の一つに、実は高齢者を対象にした社会政策的配慮が入る、その理解をしてむしろふんわりとこれは考へていってよろしいのではないでしようか。しかもいづれ相当な額の財源措置は全般に講じなければいけませんし、そのためにはまさに健全で大規模な国民の討論を起していかなきゃいけません。そのときに、国民の気持ちから、あ何と政府はむごいことをしたなという印象を残すのと、このところはあやうばりわかつてくれたかという印象を残すのと、どっちが将来に向けての政治なんでしょう。私ははまけてくれる方にこだわって物を言っているんじゃないですよ。そういう意味では、このところはもつとふわつとしてお考えになつてよろしいのではあるまいか。最後に、この御意見を伺ひして質問を終わります。

○国務大臣(宮澤喜一君) 承つておまして、今後ともよく御指摘の点は考へさせていただきますが、私も基本的にはこの利子課税というのは課税が本則であるという考へをとおしておりますし、あるいは栗林委員のお立場は、さあそれはどうかと、従来の制度というものはそれなりの意味があつたのではないかと考へてあられるかもしれせん。その基本的な立つ立場によりましてどこで線を引くかというところの判断もあるいは分かれてくることがあるかもしれないと思ひながら伺ひましたが、いづれにしても、ただいまの御意見はよく今後とも考へさせていただきます。

○野末陳平君 初めに、通告はしてないんですけれども、今までの私の質疑に対してのおさらいを含めてちょっと確認しておきたいことが幾つかあります。

まず、相続税のことはきょうも質疑に出ましたが、これは大蔵大臣も相続税法は見直さなきゃいかぬということで前回お答えをいただいておりますけれども、路線価の方ですね、これは去年からことしにかけてかなり上がりまして、また来年にかけて上がるだろうと思ふんですね。そうすると、

と、来年の相続の発生はことし以上に税金面ではきつくなる、こういうことになりまう。〔理事大沢芳若退席 委員長着席〕

ですから、もう待てない。来年相続税を改正して、少なくとも来年の一月一日以降の発生する相続に關してはやはり今よりもずっと安くする、という方向以外考えられないと思ふんですね。これはいかがでしようか。

○政府委員(水野勝君) 相続税につきましては、抜本改革案申におきましてその見直しは指摘されていたところでございますけれども、具体的に六十二年度改正を仕組む際にはやはり改正の優先度等からこれは御提案しなかつたところでございます。しかし、その後におきますところの地価の動向等もございまして、やはりこれは全体の財政事情もございまして、今後検討すべき課題であると思ふわけでございます。

ただ、これを六十三年度改正に当たりまして相続税だけをここでどうする、どういうタイミングでどういう内容の御提案をするかというところまで具体的に申し上げる段階にはまだ至っていないところでございます。

○野末陳平君 もちろん具体的なことはお答えはいたしたと思ひますが、少なくとも、主税局長、路線価はまたかなり上がりますね。ことしの分よりも公示価格との比率などを見ていまして、このままおさまるといふわけはないので、これは来年上がりまう。上がりますと来年の相続税はことしよりもっときつくなる、これはもうこのままでは当然です。どうですか。

○政府委員(日向陽君) 委員十分御存じのように、路線価は前年の七月一日におきます公示価格、売買実例価格、精通者意見価格をもとに、これを仮に相続税納付のために売り急いだとしても、その評価額が売買価格を上回らないようにした目に設定することにしておりまして、現状では大體代表的な価格でございます公示価格の七〇%を目途に評価しているところでございます。しかし、委員よく御存じのように、地価が急激に上昇

している場合には最長一年半のタイムラグもござい
ますし、実情をいたしましては七〇％にま
では達していないことではなからうかと思
います。

○野末陳平君 ですから、考え方としてはそのと
おりなんですけれども、達していないのでさらに
路線価を来年引き上げていかないと余りにも現実
に遊離するでしょう。そうすると、来年の路線価
はもう一度上がりましてね、場所によって何割上
がるかは別として、上がりますね。そうすると、相
統税法がそのままだったらことし以上に来年の相
統税はきつくなりましてね、こういうふうにお聞き
したわけです。

○政府委員(日向隆君) 大変失礼いたしました。
六十三年分に適用される路線価は六十二年七月
一日現在の私が先ほど申し上げましたような手続
によるデータで算定されるわけでございまして、
現在の地価の動向からいたしますと、委員が仰せ
られますように相当程度上がるのではないかと、か
ように考えられます。

○野末陳平君 ですから、最近急に路線価という
言葉が一般になじみ深くなったからして、これも
全部都会地の人なんですけれども、相統税がきつ
くなると思うという結びつけ方で今非常に騒い
でいるというか、不安に思っているわけですね。
ですから大蔵大臣、今の答弁のようにこのままに
していくと、ことしも騒いでいるけれども、来
年の相統税発生はもっと大騒ぎになるよと、それは
もう目に見えているんです。つまり、路線価が上
がることははっきりしているんですよ。上げな
きゃいけないんです。となるとどうかな、この
まま相統税法をほっておくわけにいかない。だか
ら、具体的な答えを聞かなくていいんです。よ
うな年はない、そういう認識を大蔵大臣は
お持ちかどうか、念を押したかったんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは先般も申し上げ
たところでございますが、何分にもただ具体的に
どうするか、財政状況がどうなるか、他の税制が
どうなるかというふうなことの関連がございま

すものですから、ただいまとしては野末委員の御
指摘になりましたことは私もよく承知をしてお
ります、関心を持っておりまして申し上げしてい
たきます。

○野末陳平君 それからもう一つ、固定資産税の
問題があるんですが、直接大蔵大臣の立場じゃな
いんですけれども、これも評価がえが来年になり
ましたね。これを凍結しろというふうな意見も一
部にはあるし、しかしそれはちょっとどうかと思
う。いろいろ考えまして、この固定資産税の
評価がえの来年の上昇についてもどうでしょう
か、何がしかの配慮が政府としては必要じゃな
いという考え方を持つんですが、これについて
は大蔵大臣はどう考えますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは御指摘のように
いろいろ御議論があり、政府内でもいろいろ検
討しておるうちに存じておりますけれども、ただ
いま私所管でございまして、ひとつ答えは
許しをいただきたいと思っております。

○野末陳平君 これはいづれ総理にもお聞きしな
きゃならないぐらいにちよつとこの辺何か配慮を
しなきゃまずいという気はしますがね、まあ自治
体によってはそれぞれ考えているようなんですが、
それから、キャピタルゲインはきょうも出まし
たけれども、このキャピタルゲインの問題も課税
実績がもう一つはつきりしないんで、この間質問
したときも途中で終わっていったような気がするん
ですが、今までの課税実績が、どうやら申告件数
が七十件余りで、課税ベースで何百億とかいうそ
の程度のお答えはいただいたんですが、実際にど
のくらいのお税が入ってきているのか、キャピタ
ルゲインからですね、その辺がやっぱりわからな
いと、今後検討するのにもちよつとデータ的に中途
半端かな、そんなふうな思ふんです。

改めて国税庁にお聞きしますが、最近のキャピ
タルゲインの課税実績ですけれども、どの辺まで
はつきりわかっているんですか、もう一度繰り返
しますが、お答えをお願いします。

○政府委員(日向隆君) 御承知のとおりでござい
ますが、株式の売買にかかる所得につきましては
五十回以上かつ二十万株以上の売買による場合は
雑所得として申告されてまいります。私も全国
の税務署に提出される膨大な数の申告書に記載さ
れている雑所得等の中からこの条件に合致するも
のとして申告があった件数について報告を求めて
おりますが、それが委員が仰せられました昭和六
十年分は七十件でございまして、

この有価証券の譲渡益に係る所得金額は、今申
し上げましたように雑所得等に区分されてお
りますので、申告面におきまして他の所得と総合さ
れて申告されておりますので、その中から有価
証券譲渡益に係る所得のみを直接取り出して金額
を申し上げることはなかなか難しいようございま
すが、申告面の数字を拾い上げてまして若干の推計を
加えて申し上げますと、申告されました七十件に
係る収入金額は約二百六十億円、必要経費を差し
引きました売買利益は約五億円でございます。

次に、税額についての御質問でございましてす
けれども、これがまさに総合課税のもとにおきまして
はこういった各種の所得が総合されて申告され、
それについて税額計算がされるわけでございま
すので、この中で有価証券の譲渡益に係る税額のみ
を取り出して計算する仕組みということにはな
っておりませんので大変難しいことでございます。
税額を正確に申し上げることができないことにつ
いては御理解をいただきたいと思っております。

○野末陳平君 この場では正確には言えないま
でも、申告書を全部見れば、それを足していけばわ
からないではないんでしょう。

○政府委員(日向隆君) その場合、七十枚の申告
書について逐一当たればということでございます
が、その全データが正確に保存されているかどう
か、私も今確かめるわけには至っておりませんの
で、はっきり申し上げられませんが、

そこで、委員の再三のお尋ねでございまして
で、全くの仮定計算で恐縮でございますが、申告
した七十人の所得はそれぞれ平均的にキャピタル
ゲインを稼得したというふうに仮定し、かつこの

七十人に適用される限界税率、これは上積みとい
うふうに考えまして、限界税率が五〇％、これは
大体課税所得が一千万から二千万円の金額の
税率でございまして、これを仮定いたしました機
械的に計算いたしますと、その税額は二億五千万
円にならうかと思っております。

○野末陳平君 もちろん、だから今の数字でこれ
が実態だというわけではないですけれども、少な
くもこのキャピタルゲインというのはどのくらい
出ているか知りませんが、申告にあらわ
れた限りにおいては、もうほんのわずかな税収で
あるという感じはだれだって持つと思うんです
ね。これをさらに三十回十二万株という形で強
化、強化と言っても、そもそもキャピタルゲ
インというものが課税の対象に現実的になつてい
ないというぐらいいは非常に低い数字だと、そ
ういう感じがするんですけれども、主税局長、そ
んな感じを持ちましたが、どうですか。

○政府委員(水野勝君) 御承知のように五十回二
十万株という基準が長い間適用されておりました
ので、したがってその五十回の計算の方法で
ございまして、これはいろいろ工夫されて、一回
とカウントする範囲がかなり広がっている面が
ございまして、そうしたことが一般化されて、大
体の場合五十回におさまるようになってきている
ケースが非常に広まっておりますので、従来の件
数としてはたまたま申し上げているような件数に
なっているのではないかと推察されるところで
ございまして、これが三十回でございまして、半
分とはまいます。それが相当な数の圧縮で
ございまして、件数にかなり響くとも考えられる
わけでございます。

ただ、この件数がどのくらい増加するかという
具体的な見込みになりますと、私もちよつと自
信のあるところは申し上げかねるところでござ
います。

○野末陳平君 なぜこたわるかという、これに
ついては課税強化だと、そういうふうには大臣も趣
旨説明でも述べられているので、さてじゃそんな

に実効が上がるかどうか、それが聞きたくてあえて繰り返したんですけれども、主税局長のような考え方で五回が三回になったって、やっぱりいろいろ工夫していればそれほどふえると思えないし、つまりこういう三回十二万株あるいは現在の五十回二十万株、この枠というのは余り意味がないんだと思うんですね、このキャピタルゲイン課税には、だから、この方向で強化を幾ら図っても意味がなく、結論は、今まで出ているような考え方に基づいてやはりこれは総合課税の対象に持つていくように工夫するしかない。

それは、勉強しているというのは今までの大蔵省のお答えだったけれども、思い出しみると、私はここでやってもうかなりになるけれども、十年ぐらい前からこれはあるんだね、キャピタルゲイン課税の問題は、大体いつも難しいということ、いろいろ勉強している、これで繰り返し来ちゃったのでもうどうもこれも待てない。となると、無理なことを要求するわけじゃありませんで、やはり大臣、キャピタルゲイン課税をきつとすると、それが不公平の是正になるんだ、こういうお考えであるならば、これはやはりいつまでにかいう形にしなきゃいけないと目標を立てなきゃいけない。少なくとも勉強している過程で、やっぱり諸外国はこうだというのははっきり実情を我々にわかるように勉強会の報告で、レポートですね、そういうものも示してもらいたいし、あるいは考えられる課税方式といたってどういうのがあるのか。やっぱりコンピュータになった時代と五年、十年前とは大分違うでしょう。ですから、大蔵省が真剣にこの問題に取り組んで勉強する以上は、これをやはり報告してもらわないと困るんですね。いつも同じことをやっていたんじゃない、これは番号制の問題も含めてですよ、どうでしょう、大臣、この問題に關しては、ここで毎回難しいう、あるいは勉強する、研究するという答えからもう一歩も二歩も前進させて、勉強の経過を報告する。少なくともいついつまでに、このぐらゐのことまでして積極姿勢を示さな

いと、どうもいつも煮え切らないで困るんですけども、どんなものでしょうかね。

○政府委員(水野勝君) 先ほど御指摘のございましたように、昭和五十年代からずっとこの点につきましては御議論をいただいているところでございます。継続的取引で五十回二十万株ということになります。先ほどのお話のように回数におきましていろいろ工夫がされる。そこで、この委員会での御指摘等もあつて、五十四年の改正で、それでは一銘柄二十万株、これはもう回数を問わない、こういう新しい課税方式を導入してやってまいったところでございます。これは件数でその後五十四年以來ぼつぼつ覚えてはきておりますけれども、しかしやはりそれはど目覚ましい件数があるわけではございません。したがって、税制調査会でもそうした点を踏まえていろいろ検討がされておるところでございます。具体的には例えば年間の大量取引に係る所得は課税対象とする、年間の取引金額が何千万とか何億とかという場合はもういかなる場合でも課税対象にする。そういうことではなからうかと思ひますが、五十回二十万株、その次は一銘柄二十万株、その次は一定の大量取引は課税対象に入れる、そういう方向で検討してはどうかということが述べられておるところでございます。

そして、「究極的には原則課税を志向すべきである」というふうにいたしておられますが、しかしその場合には、「適正、公平な税務の執行の確保を図るためには、有効な課税資料の収集のための実効ある措置が不可欠であることに留意すべきである」というふうに付言されているところでございまして、この「有効な課税資料収集のための実効ある措置が不可欠」、この不可欠な条件が満たされるようになれば原則課税という方向に行けるわけでございます。

アメリカにおきましては、先ほどお話しのごさいますように納税者番号と申しますか、社会保障番号によりまして逐一その資料が税務当局に届けられる、そういうことを背景といたしまして総合

合完全課税がレーガン税制改革で行われたところでございます。一方、イギリス、フランス等におきましては、分離課税の方向の道が残されている。ドイツはまだ原則的非課税ということでございます。

こうした外国におきましてもるもの課税方式が行われておりますことを検討しつつ、また税制調査会が有効課税資料の収集のための方策を検討しつつ原則課税に行けというふうな方向を出しておられる、これらを踏まえて今後十分に検討してまいりたいと思ひでございます。

○野末陳平君 今までの勉強のプロセスその他はわかるんですけど、ですけれども、いつまでもこればかりやっていても、この問題に關心を持っている国民も多いでしょうから、これからの勉強の成果を前向きに報告する、あるいはここだけでもいいですよ、そういう方向でこれひとつ大臣考えていただかないと、いつまでたってもこれは前進しそまないようなふうになってしまひますから。今までののはわかりました。これから一年、二年勉強の成果をレポートでも、非公式でも、そういうもうちょっと前向きなお返事をこの際いただかないと、ちよつとこの問題終わりというわけにはいかないんですけれども、どうですかね、大臣。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは制度論ではございませんで、今申し上げましたように、実際上どういうふうに行政をやっていくかということでございますから、それらを今政府委員が申し上げましたように、税制調査会の御意向なんかも伺いながらさらに詰めてまいります。いつまでにとどういふことを今申し上げるだけの先が見えておりませんけれども、その都度またお尋ねに對しましてその段階での御報告を申し上げていきたいと思ひます。

○野末陳平君 これはもうちよつと積極的にお願ひしたいところですがね。ついでに言えば、利子所得の課税についての見直しの問題もそうですよ。総合課税への移行を含

めて見直すと言ふんですけれども、これは見直した結果がどうなるやらさっぱりわからない。今回もしこういう規定を入れるなら、何年を目途に総合課税に行くんだとこまでしなないと、今や総合課税が当たり前みたいになつてゐるのに、ちよつとこの見直しというところがおかしいんですけれども、大体どういふふうに見直しをするんですか。この見直しという意味の中身はどういうことなんでしょうね。今の制度ではだめかどうかを見直して必ずしもその結果総合課税になるとは限らないと、こういうふうなふうにも読めるけれども、これはどうなんですか、大臣。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは御記憶のように、先般衆議院の大蔵委員会の中村理事が当委員会において修正の趣旨を御説明されたところでございまして、衆議院における御修正でございまして、この修正が国会の御意思となりました場合には、文字どおりひとつ誠実にこの五十一條の規定を履行してまいらなければならぬと思つておりますが、ここに述べられましたとおり、必要があればこの「五年を経過した場合において見直しを行う」その「見直しを行う」内容は何かと言へば、ほかにいろいろあるかもしれせんけれども、総合課税への移行問題もその一つであると、こういうふうな理解をいたします。

○野末陳平君 そうなると、大臣がこの見直しの意味を受け取った場合に、じゃ総合課税の準備をそれまでにしなきゃならぬというふうな積極性はまだないわけですね。要するに、このままほつておいてしばらく五年間様子を見よう、こういう意味にとれたんですが、どうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) この御修正の意味につきましては、私も少なくとも一つの制度を施行いたします場合に、それが非常に短期間でございしますればその制度として定着をしない、むしろ混乱を生ずるおそれがございますから、そういう意味で恐らく衆議院におかれて五年という日時をお決めたのではないかと考えております。

○野末陳平君 利子所得の課税のあり方を五年間

様子を見るのはいいんですけども、そもそも総合課税に移行しなさいかぬというふうに初めから大蔵省もそういう基本的な姿勢を持っていたわけですからね。どうも僕なんか考えるのに、五年後の見直しはいいんですが、それまで総合課税へ移行するための準備は何もしないでずっと待っているのか、その時点から必要であるならば始めるというのか、その辺がちょっとわからない。そこで聞かしていただきます。

ですから、総合課税が必要だと、原則当然そうならなければいけないというならば、野党からも意見が出ておられますこの番号制の問題だつて、きょうは消極的なお答えを相変わらずしていますけれども、これだつてかなりの準備をしながら、もうコンピュータ化している今、昔と全く違うだろうと思うので、その辺の取り組み方についてお聞きしたいわけで、見直しまで、じゃ何もなしにい、総合課税へ行くかどうかは、原則そうであるけれども、具体的に何もしないと、こういう意味でしょうか、準備を。それが聞きたい。

○政府委員(水野勝君) この五十一條の規定は、まさに私も文字どおりこれを読ましていただき、この趣旨に従って対処してまいる必要があるわけでございます。ただ、今回の改正はかなり基本的な改正でもございますので、まずは今回の改正が円滑に実施されるように注視してまいるのがまず最初の仕事になるのではなからうかと思うわけでございます。ただ、理念といたしましては、総合課税といった点は残っておるところでございます。そうした理念を持ちつつ、しかし今回の改正の影響するところ等々を見、これがまず実施されるものを注視してまいるというところが第一歩ではないかと思うわけでございますが、まずこれを御可決いただければ、そうしたことで注視してまいり、この五十一條の趣旨を十分体して対処するところまで、現時点としてはこの規定をいただいた政府サイドとしては、そこまでの申し上げるところまでではないかと思うわけでございます。

○野末陳平君 何かどうも、このキャピタルゲインを含めて、総合課税というのにいま一つ積極さを感じられないんですけどもね。まあひとつ頑張ってもらえないんですけれども、これに関連して言うと、国税職員の増員問題も毎年ここを出る。しかも附帯決議にまで盛り込まれる。

さて、この問題ですがね、これは竹下さんのころは行革だからちょっとか言っていたんですけど、これも、国民の方は、いわゆる一般の納税者の方、国税職員を増員することにそんな強い反対はないんじゃないかという気がするんですけどね。強いて反対があるならば、国税職員を増員していくことがいかに不公平を正し、課税の公平化に近づいていくんだという、そういうPRを政府みずからが、やはり大蔵省がやるべきじゃないかと、そのぐらいに僕は考えるんですけど。ですから、国税職員が増員されるのがそんなに国民に抵抗があるとは思えないんだが、なぜかとも積極的に国税職員の増員を図るようにならざるを得ないのか、国民に働きかけてというのをしないのか、それが不思議でしようがない。そこで大蔵大臣、どうですかね、やはりこれは国民の理解を求める方向で大蔵省そのものがもうちょっと積極的になるべきじゃないかと思うんですけど。もつとふやすべきだと、ふやさしてほしいと、それはどうなんでしょう。そこまではないのがちょっと物足りないと思う。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは御理解のある御発言をいただきました。所管の大臣としては感謝をいたします。どの役所でもやはり自分のところの所管はそれなりに大変な意義があるというふうに考えるわけでございますから、勢いどこでもやはり人が余計に欲しい。そういたしますと、国庫大臣の立場といたしましては、なるべくそういうところは大きくしていきたいという気持ちがある。またでございますから、何よりも先に合理化をしてもらいたい、あるいは機械化をしてもらいたい、能率を上げてもらいたいということを申さざるを得ないというこれは国庫大臣としての私の立場になりますわけで、そういうこともありま

して、いろいろ難しいところもございすけれども、御理解をいただいておりますことには感謝をいたします。どうしてもやむを得ないときにはお願いしなければならぬと思っております。ただ、もう一つつけ加えておきます。ならば、先ほどから執行体制と申し上げておりますことの中に、確かに税務職員そのものの問題もございすけれども、民間の企業活動に対して実は非常に大きな重荷を負わせるという問題があるわけでございます。御推察のように。そのことは、国として最小限の仕事をやる上では、民間の御協力を仰ぐことであってちゅうちょはいたしませんけれども、大変なその結果複雑な事務をしなければならぬというところは、私どもの気持ちからいいますと、やはり日本経済全体の効率化と申しますか、いわば市場経済が本当になるべく身軽に動いていくというところからいいますと、それにはおのずから限度があるという気持ちがございます。そして、その点は税務職員だけの問題でなく、そういう問題がございすことも御理解を願っておきたいと思ひます。

○野末陳平君 そういふ面ともう一つ、余りにも低い実調率というこの現実と、どちらをやはり重大に考えるかということになると思うんですけど、いづれにせよ、これはこのままで事務が円滑にいくとは思えないので、やはり国税職員というものの増員を納税者に積極的におしる働きかけていくべきである、そういうようなことをじゃ注文しておきます。

もう時間がなくなりましたので、ちょっときょうは通告していたところに入れないんですけれども、もう一ついきたいと思います。今回の所得税法の改正案ですが、総理は前々からこれはサラリーマンのための減税だ、こういふお答えを予算委員会などでもなさったんですけれども、サラリーマンが確かに今回相当堅層が減税の恩恵に浴することはわかりますけれども、しかしサラリーマンのための減税だと言ふならば、固有の給与所得控除について見直さなければ

おかしい、こういう見方もできるんですね。これは、サラリーマン新党なんかみんなそういう意見の人が大分多くて、何か会合を開きますとそういう意見が出るというのを聞きましたけれども、主税局長に聞きますが、給与所得控除をあえて今回は見直していないのはどういう理由かな。平均すると給与所得控除は三〇%ぐらいになっていますが、それからその意味も、この内容とい

も、どうですかね、平均三〇%であつても、五百万ぐらいの年収ならばその程度に見合っているけれども、これがもうちょっと高くなつて一千万ぐらいだと二〇%になりますから、となると中堅所得層とそこを重点にした場合にこの給与所得控除の見直しというの必要ではなかったかと思ふうんですけれども、時間もないんだけれども、これについてまずちょっと、なぜ見直さなかったのか聞いておきましょう。

○政府委員(水野勝君) 御指摘のように、平均的には三〇%の適用率になっておるわけでございまして、これが趣旨としての必要経費の概算控除、それから担税力への配慮、こういう二つの観点からするとかなり水準に達しているのではないかと申すわけでございます。また、下の方は五十七万円の最低保障がある。これはかなりなまた効果を發揮しているわけでございまして、それが逆にパート問題等を起こしているという点もあるわけでございします。もう一つ給与所得控除をどんどん拡充いたしますと、これが結局はみなし法人の事業主報酬にも適用され、青色事業所得者の専従者給与にも適用されます。さらには中小同族法人の従業員と申しますよりはその家族従業員にもどんどん適用されます。そういったわけでございまして、本来の普通のサラリーマンのためのものがそういう事業所得者の方の方に完全に適用されておつて、果たしてこれが好ましい姿なのかどうかということについてはいろいろ議論があるわけでございます。

したがいます、今回は水準の問題よりは、その適用のあり方につきましても、研究検討をすべきではないかということでも、その研究検討を行ったところでございますが、なお本格的に実額控除へ移行するとか、そこまではいけなかったわけでございますが、一つは特定支出控除、一つは配偶者特別控除、一つはみなし法人の報酬水準の抑制、こうしたところまではまいったわけでございますが、やはり水準をさらに拡大すると、そうしたところの矛盾点も拡大するような嫌いがございまして、ちょっと水準のところにつきましても、今回は御提案をしないところでございまして。

○委員長(村上正邦君) 時間が参りました。

○野末陳平君 それでしたら、水準は見直さなくて結構ですから、税調の答申にはみなし法人その他についてはちゃんと出ていたんですね。それがどっかへ消えちゃったというのがおかしくなりますね。

最後に一つ、いわゆる本当の雇われているサラリーマンと、そういう言い方はないんですけども、雇用されているサラリーマンと、今言ったように、自分のところで働いて税法上サラリーマンを名づけている、そういう人との差を考えた上で給与所得控除を見直すべきじゃなかったんですか。これが全然ないというのもおかしいということ、これを最後の質問にしておきます。

○政府委員(水野勝君) 大変大きな問題でございますので検討はして、その若干の回答を御提案はしていますが、なお完全なものとは思っておりませんので、今後ともよく検討してまいりたいと思っております。

○委員長(村上正邦君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十四分散会

九月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、新大型間接税の導入反対、マル優制度の存

昭和六十二年十月三日印刷

続に関する請願(第二二四七号)

一、新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願(第二二四八号)

一、新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願(第二二四九号)(第二二五〇号)

一、新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願(第二二五一号)

一、大型間接税導入反対等に関する請願(第二二四七号)

一、新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願(第二二八三号)

第二二四七号 昭和六十二年九月十一日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 横浜市南区永田みなみ台二ノ八ノ三〇二 鈴木正弘 外二千六百六十七名
紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二二四八号 昭和六十二年九月十一日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 福岡県田川郡香春町柿下 奥村頌子 外一万八千六百四十九名
紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第二二四九号 昭和六十二年九月十一日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 大阪市東住吉区今川二ノ一〇ノ一 七 斎藤博道 外二千六百六十七名

昭和六十二年十月五日発行

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二二五〇号 昭和六十二年九月十一日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 川崎市高津区子母口三八六 相原 薫 外二十四名
紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二二五一号 昭和六十二年九月十一日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 福岡県飯塚市花瀬三〇ノ三三 古川博恵 外一万八千六百四十九名
紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第二二七四号 昭和六十二年九月十一日受理
大型間接税導入反対等に関する請願

請願者 北九州市門司区丸山二ノ一五ノ二 七 石松幸子 外四千五百三十八名
紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第七九一号と同じである。

第二二八三号 昭和六十二年九月十一日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 東京都江東区南砂二ノ一六ノ二 三尾義明 外千十名
紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局